
第3次 尾張旭市都市計画マスタープラン（素案）

令和※年※月

尾張旭市

市長挨撈

<目 次>

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 対象区域	2
4 計画期間	2
5 尾張旭市第六次総合計画の実現に向けて	3
6 前計画の検証	5
第2章 尾張旭市の特徴	7
1 尾張旭市の魅力と今後求められていること	7
（1）住む場	8
（2）安全・安心	11
（3）緑・水辺	13
（4）生活利便性	16
（5）にぎわい・活力	20
2 市民が描く未来のまちの姿	22
第3章 まちづくりの構想	26
1 まちづくりの理念	26
2 まちづくりの目標	27
3 将来都市フレーム	29
（1）人口フレーム	29
（2）産業フレーム	29
（3）住居系土地利用フレーム	30
（4）産業系土地利用フレーム	30
4 将来都市構造	31
（1）将来都市構造とは	31
（2）将来都市構造の設定	32
（3）拠点の形成方針	33
5 土地利用の方針	36
土地利用の区分の配置とその方針	36
第4章 まちづくりの方針	40
1 住宅地	41

(1) 市街地整備.....	41
(2) 住環境整備・住宅.....	41
(3) その他.....	42
2 都市防災.....	43
(1) 水害対策.....	43
(2) 地震対策・火災対策.....	43
3 公園緑地・水辺・都市景観.....	45
(1) 公園緑地.....	45
(2) 水辺.....	46
(3) 都市景観.....	46
4 道路・交通.....	48
(1) 道路.....	48
(2) 交通.....	50
5 まち育て.....	52
(1) 市民や地域団体等との共創.....	52
(2) 民間事業者等との共創.....	53
(3) 実験的な取組の促進.....	53
用語解説.....	54

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

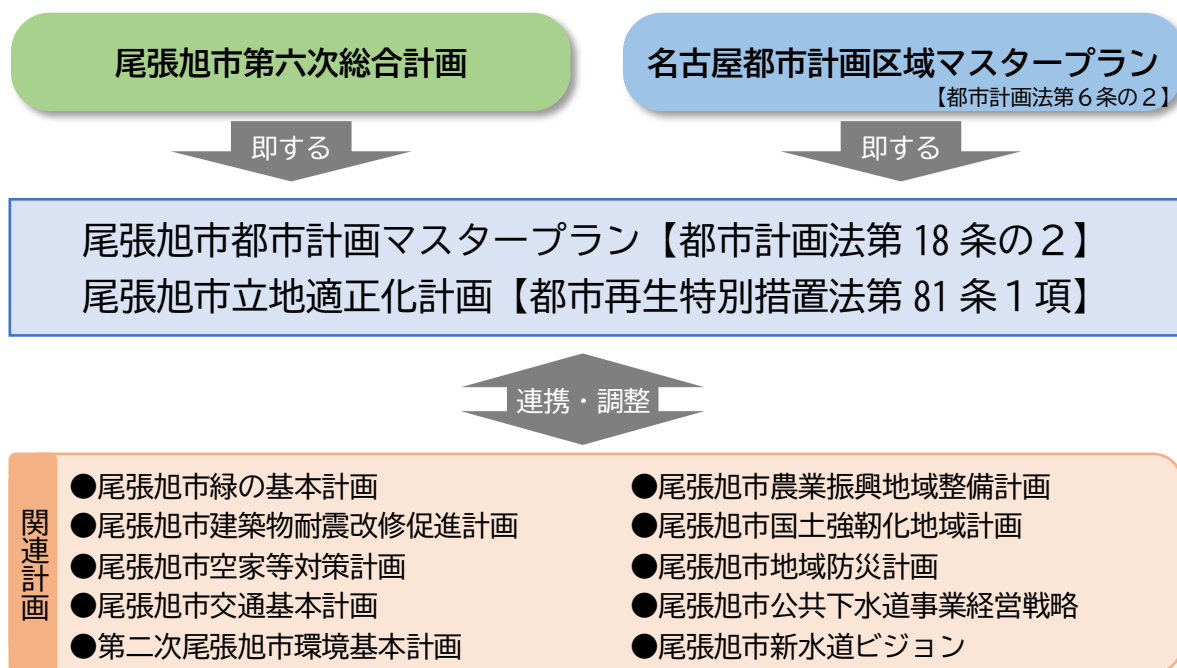
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、長期的な視点に基づき、土地利用や都市施設等の整備方針等を示す、都市計画の総合的な指針となるものです。

尾張旭市（以下「本市」という。）では、第2次都市計画マスタープラン（平成23年度から令和7年度）を策定以降、様々な都市基盤の整備に取り組んできましたが、近年は人口減少や少子超高齢社会の進展、大規模自然災害の発生、市民の居住ニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化しています。

また、令和6年度からは市の最上位計画である尾張旭市第六次総合計画がスタートしたことから、上位計画の内容や社会情勢の変化を的確に捉え、まち全体の暮らしの質を高め、持続可能なまちづくりを推進するため、第3次都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定しました。

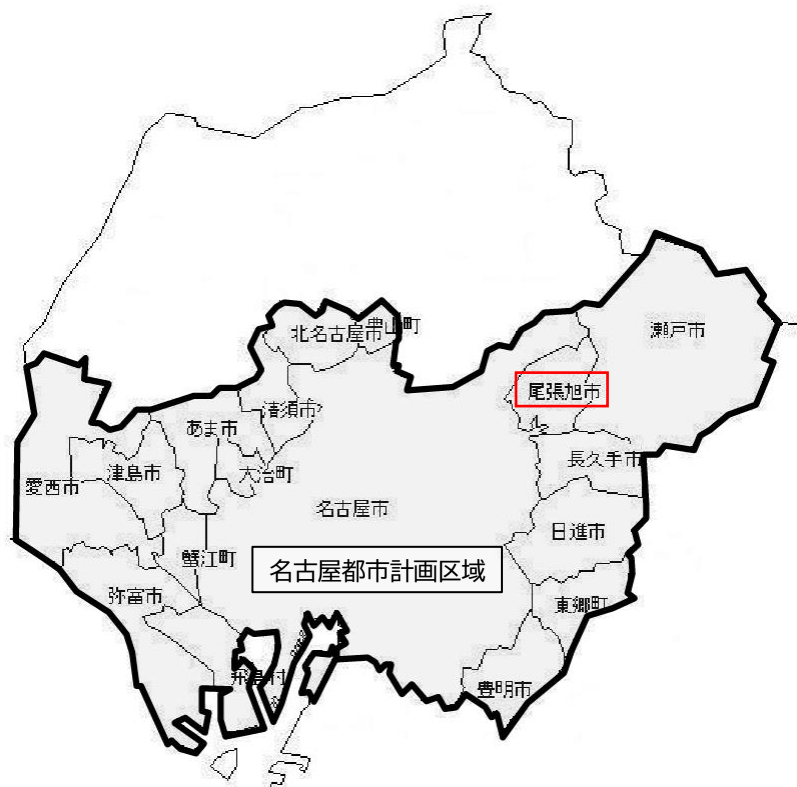
2 計画の位置付け

本計画は、尾張旭市第六次総合計画及び愛知県が策定した名古屋都市計画区域マスタープランに即すとともに、本市が定める関連計画と整合を図り定めるものです。



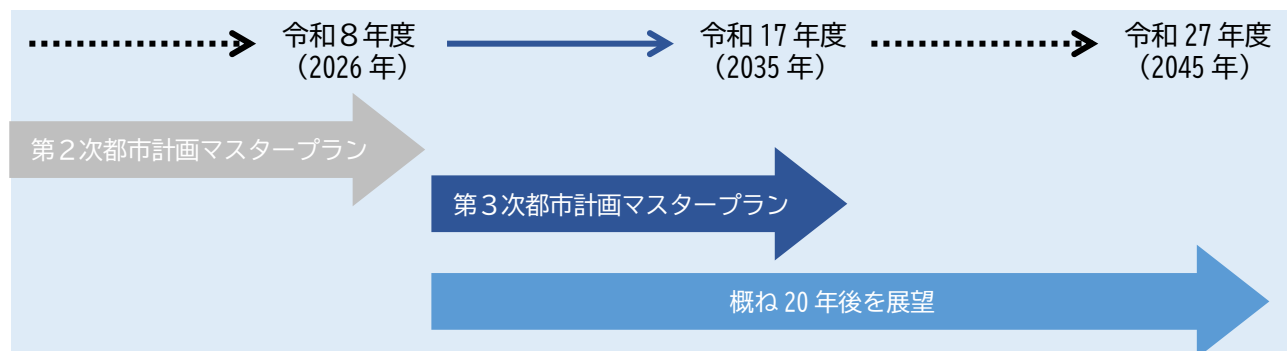
3 対象区域

本市は、全域が名古屋都市計画区域に含まれています。このため、本計画の対象区域は市全域とします。



4 計画期間

本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、10 年後の目標を示すため、計画期間を令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。



5 尾張旭市第六次総合計画の実現に向けて

尾張旭市第六次総合計画は、本市が総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための長期的な指針であり、各分野における個別計画の基本となる、本市の最上位計画です。

第3次都市計画マスタープランは、尾張旭市第六次総合計画のめざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」を実現するため、まちづくりの基本方針や、都市基盤分野の基本目標4「質の高い暮らしを支えるまち」の達成につながる計画とします。

尾張旭市 第六次総合計画

めざすまちの未来像



計画期間

令和6（2024）年度から令和15（2033）年度

めざすまちの未来像に込める想い

「幸せつむぐ」は、本市に連綿と受け継がれてきた歴史や文化、快適でやすらぎのある都市環境の中で、まちづくりの主役である市民一人ひとりが安心して、いきいきと暮らし、「健康」や「成長」「夢の実現」など、人それぞれの「幸せ」を、多様な主体が手を取り合って実現し、それらを積み重ね、世代を超えてつないでいく様子を表しています。

「笑顔あふれる」は、家庭や地域、公園、保育園、幼稚園、学校、商店、事業所など市内のあらゆる場所で、全ての人が、お互いを思いやり、助け合いながら、安全で快適に楽しく過ごし、充実した暮らしを送ることで、市内のあちこちで笑顔が生まれ、それがまち中に広がっていく様子を表しています。

「幸せつむぐ」ことにより「笑顔あふれる」を実現します。また、「笑顔あふれる」ことによって、さらに「幸せつむぐ」ことにつなげていきます。「幸せ」と「笑顔」が一つでも多く市内に生まれるように、市民、各種団体、事業者などの皆さんと行政が一緒になってまちづくりを進めていきます。



まちづくりの基本方針

少子超高齢化や人口減少等の環境変化に的確に対応し、めざすまちの未来像を実現するための4つの基本方針が定められています。

(1)「暮らしやすさ」に「楽しさ」を加えます



(2)「自分らしく」を応援します



(3)「子育てしやすいまち」の魅力を高めます



(4)「人とのつながり」を大切にします



基本目標

めざすまちの未来像の実現のため、8つの分野ごとに基本目標が定められています。



都市基盤分野の基本目標

基本目標4 質の高い暮らしを支えるまち

都市基盤は、市民の質の高い暮らしを支える基本となるものです。快適で心やすらぐ住環境を一層向上させるとともに、子育てしやすい環境づくりにより、若い世代などが定住したくなるような魅力と活気があふれるまちづくりを進め、市民の「暮らしの質」を高めていく必要があります。

良好な市街地を形成し、都市のコンパクト化を図るとともに、活力ある中心拠点を再構築します。

公園などによるうるおいのある空間を創出するとともに、生活利便性が高く衛生的な住環境を備えた、やすらぎのある都市空間を構築します。また、日常的な移動を安全・円滑に行うため、公共交通サービスの充実や道路環境の整備を図ります。

これまで計画的に構築してきた豊かな住環境を維持しながら、楽しさを感じられる魅力を加えることで、「質の高い暮らしを支えるまち」をめざします。

6 前計画の検証

前計画は「ともに育てる 笑顔とうるおい あふれるまち」を都市づくりのテーマとして掲げ、3つの都市づくりの理念に基づき、都市づくりを進めてきました。

前計画で定めた将来フレームや、都市づくりの方針の達成状況を整理します。

第2次 尾張旭市都市計画マスタープラン 3つの理念

緑と水に彩られたまちづくり
活力とやすらぎのあるまちづくり
ともにつくるまちづくり

■将来フレーム

前計画では、令和7年の人口の目標値（人口フレーム）を、84,000人と定めており、令和2年の実績値（国勢調査）は83,144人となりました。これまで、市の人口はほぼ一貫して増加を続けていましたが、近年の増加率は鈍化傾向にあり、国の総人口においては、平成20年をピークに減少に転じており、今後も減少の傾向が続くことが予測されています。

土地利用の目標値（土地利用フレーム）のうち、令和7年の住宅用地の規模に関する目標値（住宅用地フレーム）は、544haと定めており、令和5年の実績値（都市計画基礎調査）は543.4haとなりました。なお、前計画では、産業用地（工業用地・商業用地）の規模に関する目標値は定めていません。

表 フレームの達成状況

人口フレーム	基準値(H17)	実績値(R2)	目標値(R7)
	78,394 人	83,144 人	84,000 人
住宅用地フレーム	基準値(H18)	実績値(R5)	目標値(R7)
	488ha	543.4 ha	544 ha

■都市づくりの方針

前計画では、3つの理念に対して、全134項目の都市づくりの方針が掲げられていました。

都市づくりの方針の達成に向けて行われた様々な取組は、99項目（73.9%）が十分な成果がありました。また、33項目（24.6%）は現在も取組を実施中となっており、未着手の項目はありませんでした。

表 都市づくりの方針の達成状況

理 念	方針の数	A	B	C	D
緑と水に彩られたまちづくり	33	27	6	0	0
	割 合	82%	18%	0%	0%
活力とやすらぎのあるまちづくり	86	60	24	2	0
	割 合	70%	28%	2%	0%
ともにつくるまちづくり	15	12	3	0	0
	割 合	80%	20%	0%	0%
合 計	134	99	33	2	0
	割 合	73.9%	24.6%	1.5%	0%

A：取組を実施し十分な成果があった、B：取組を実施中、C：取組の実施を検討中、D：未着手

■主な取組

前計画の3つの理念や都市づくりの方針のもとで実施された主な取組を整理します。

【緑と水に彩られたまちづくり】

- 地域農業の振興支援や耕作放棄地の解消等による農地の保全
- 全国植樹祭の開催による緑への理解促進
- 濁池・大森池における遊歩道等の親水施設の整備
- 城山公園における新たな遊具広場の整備
- 公共下水道の整備促進・供用開始区域の拡大
- 矢田川・天神川における河川改修等

【活力とやすらぎのあるまちづくり】

- 北原山土地区画整理事業の推進
- 三郷駅前地区市街地再開発事業の事業決定
- 旭前駅前広場の整備、旭前駅及び印場駅のバリアフリー化
- 都市計画道路霞ヶ丘線の整備開通
- 市営バスあさび一号の運行見直し・車いす対応車両の導入
- 橋梁の長寿命化修繕の実施
- ゾーン30やあんしん歩行エリア整備事業等による交通安全対策

【ともにつくるまちづくり】

- 三郷駅周辺まちづくり協議会（現市街地再開発組合）によるまちづくりの検討
- 三郷駅前まち育てプロジェクト（35フレンズ）による市民主体のまちづくり
- 公園整備のための市民ワークショップの実施、公園愛護会等による公園緑地維持管理
- アダプトプログラムによる協働維持管理の実施

上記の主な取組で完成した
都市施設の写真

上記の主な取組で完成した
都市施設の写真

■第3次都市計画マスタープランの策定に向けて

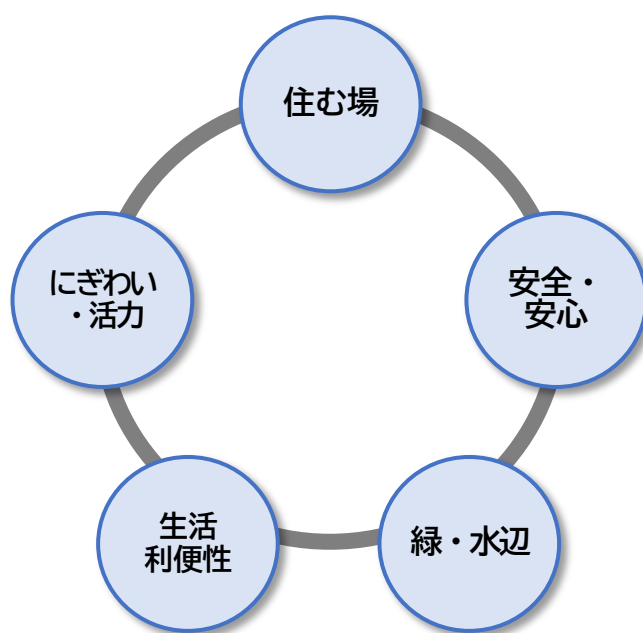
- 全国的に人口減少が見込まれ、本市においても例外ではありません。次期計画の人口フレームの設定にあたっては、人口減少を前提としたまちづくりを進める必要があります。
- 北原山土地区画整理事業の順調な進捗により、住宅用地フレームの目標達成に近づきつつありますが、人口減少等により、既に整備された市街地内では住宅用地の余剰が生じる可能性があります。
- 「活力とやすらぎのあるまちづくり」は、他の理念に比べて達成状況が芳しくないことから、今後は都市の活力の維持向上を図るまちづくりに力を入れる必要があります。

第2章 尾張旭市の特徴

1 尾張旭市の魅力と今後求められていること

本市の現状や社会潮流、市民アンケート等を踏まえ、「尾張旭市の魅力」と「今後求められていること」を整理します。

なお、本市の特徴を把握しやすくするため、「住む場」「安全・安心」「緑・水辺」「生活利便性」「にぎわい・活力」の5つの視点で整理します。



(1) 住む場

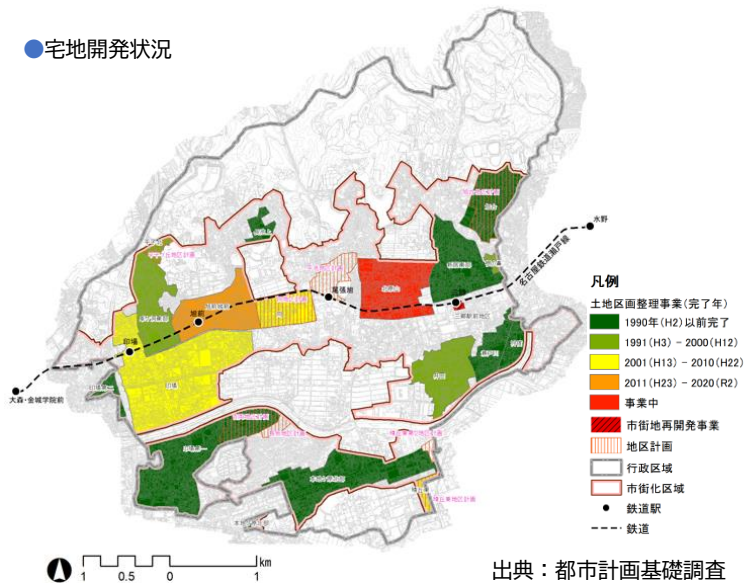
<尾張旭市の魅力>

やすらぎのある暮らしのまち

良好な住環境が整ったまち

土地区画整理事業等により住宅地が供給され、整備された街並みが広がっていることから、良好な住環境が形成されています。

●宅地開発状況

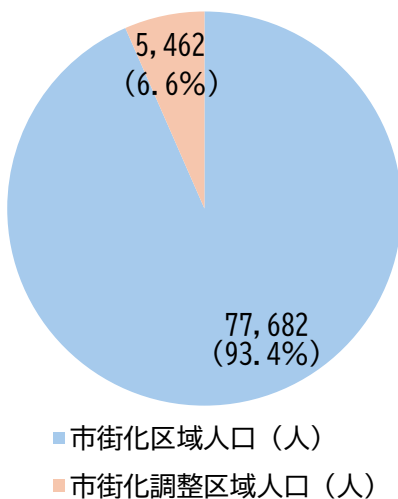


整備された街並みを
イメージできる市内の写真

コンパクトなまち

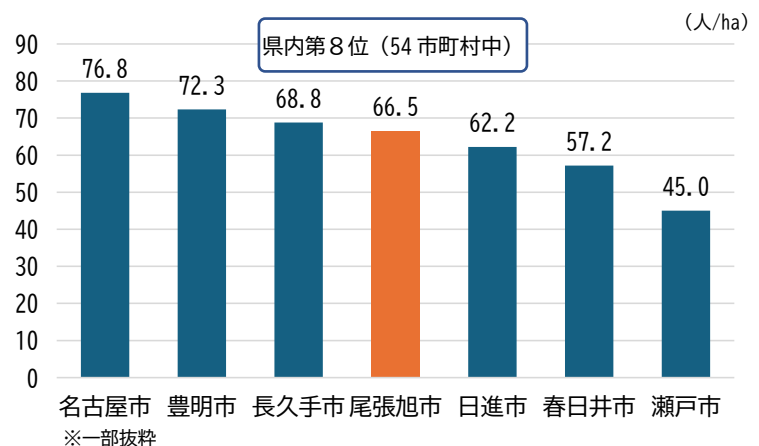
総人口に占める市街化区域内の人口は93.4%を占め市街化区域に人口が集中しており、人口密度は県内でも高く、コンパクトな市街地が形成されています。

●市街化区域と市街化調整区域の人口内訳 (令和2年度)



出典：都市計画基礎調査

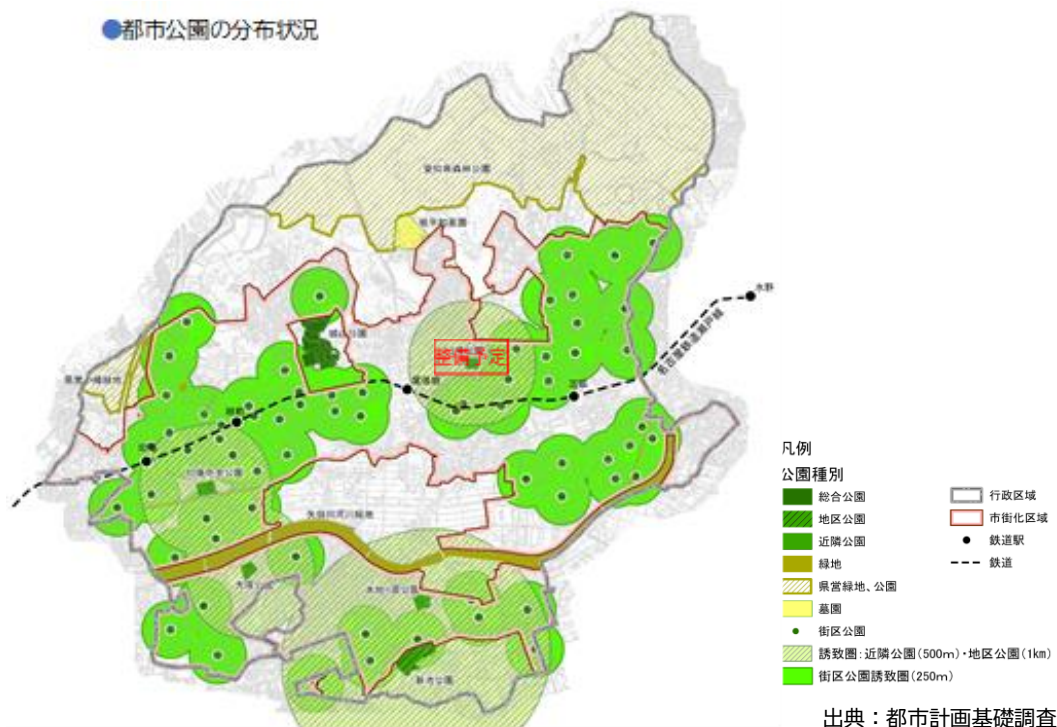
●市町村の市街化区域人口密度比較



出典：都市計画基礎調査(国土交通省 令和4年度)

身近な公園が充実しているまち

住まいの身近に公園が多く整備されており、これまでのまちづくりの評価においても、「住まいの周辺の公園」の満足度が高く、市民の憩いの場として親しまれています。



<今後求められていること>

「やすらぎのある暮らしのまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは以下の通りです。

多様なライフスタイルへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、働き方や暮らし方が多様化しています。

様々な世代や、一人ひとりのライフスタイルに対応した住環境の整備が求められています。

様々な世代が暮らしている状況が
わかる写真やイラスト

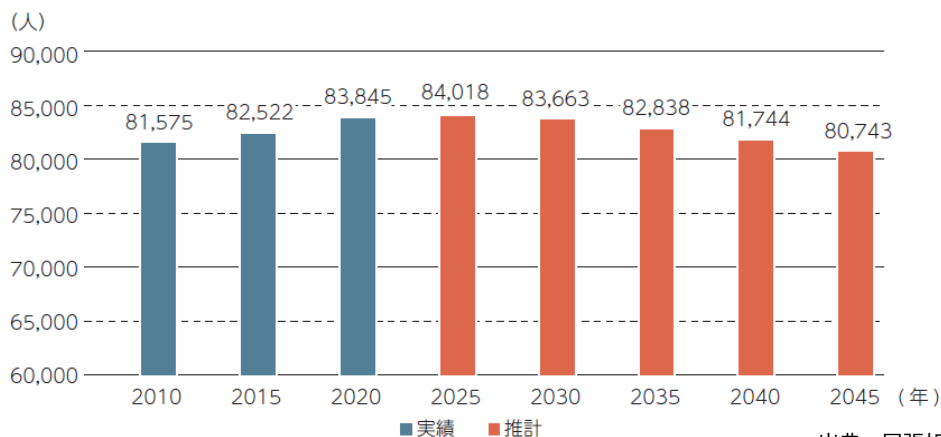
様々な世代が暮らしている状況が
わかる写真やイラスト

人口減少、少子超高齢化への対応

人口減少や少子超高齢化が進展することが予測されていることから、効率的な都市経営を図るため、現在のコンパクトな市街地を維持し、生活サービスや公共交通の持続的な確保が求められています。

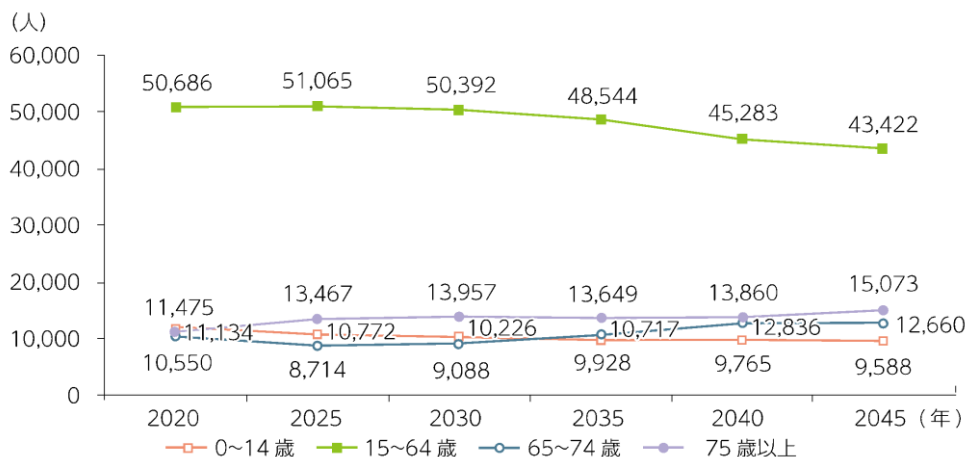
また、増加が予想される空き家や空き地の解消や有効活用等の対策も必要になります。

●将来人口推計



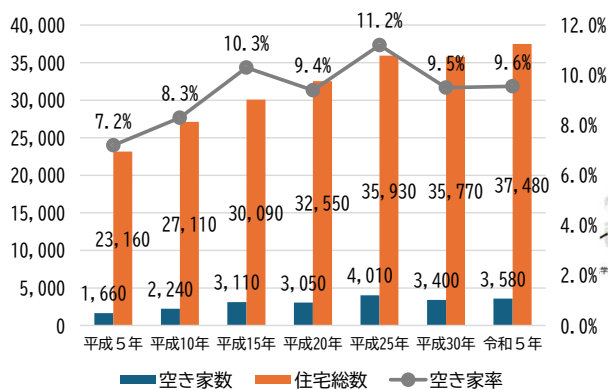
出典：尾張旭市第六次総合計画

●年齢4区分による将来の人口見通し（2025年以降）



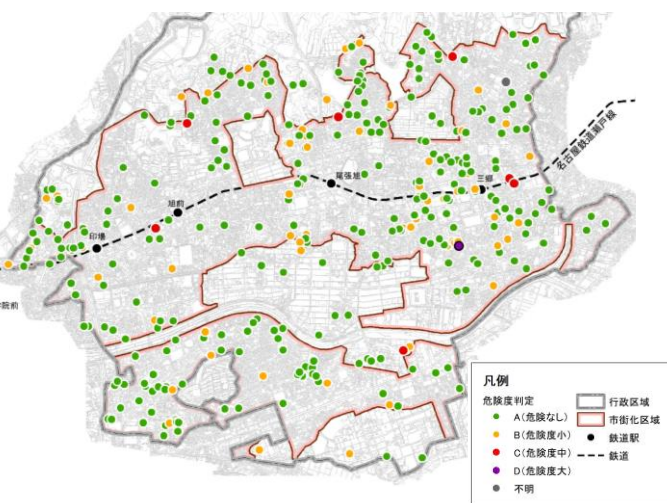
出典：尾張旭市第六次総合計画

●空き家の推移



出典：住宅・土地統計調査

●空き家の分布状況



出典：空き家管理データ (R5.10月時点)

(2) 安全・安心

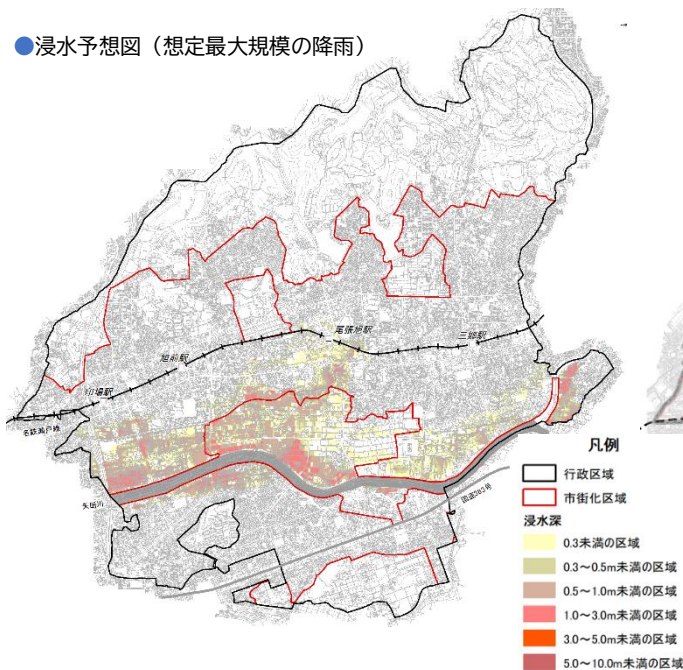
<尾張旭市の魅力>

災害に強く、安全に安心して暮らせるまち

水害に強いまち

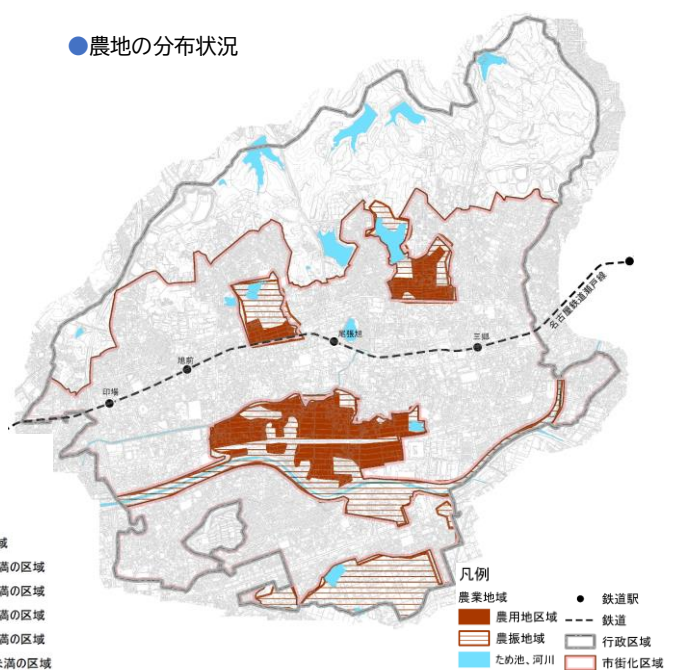
保水機能を有する矢田川周辺の農地と適切に整備された雨水排水施設によって、市街地は浸水・冠水の影響を受けにくくなっています。

●浸水予想図（想定最大規模の降雨）



出典：尾張旭市立地適正化計画

●農地の分布状況

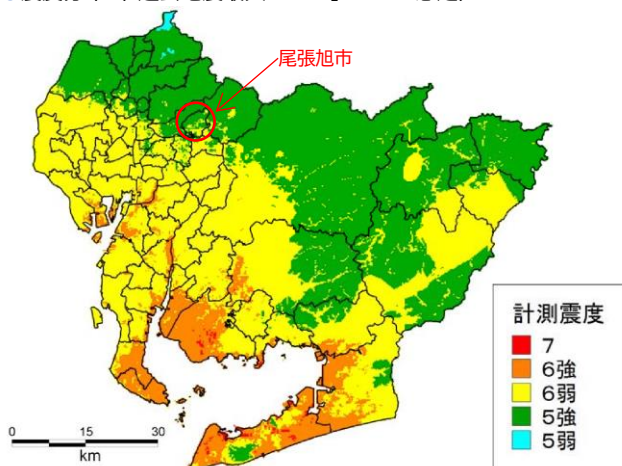


出典：都市計画基礎調査

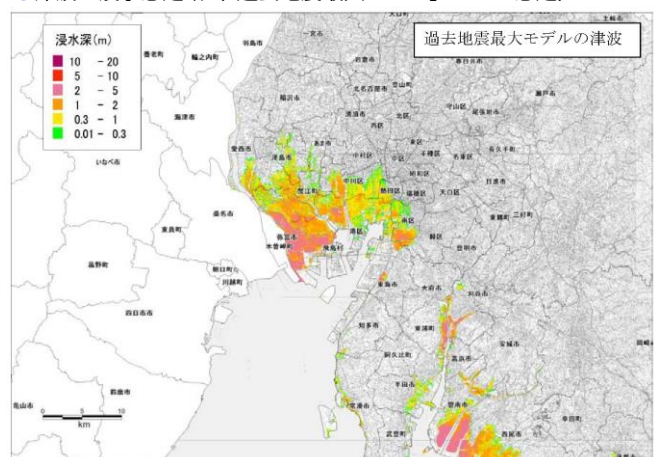
地震に強いまち

南海トラフ巨大地震の想定震度は、愛知県内の他市町村に比べて低く、津波の想定もないことから、地震災害のリスクが相対的に少なくなっています。

●震度分布（「過去地震最大モデル」による想定）



●津波の浸水想定域（「過去地震最大モデル」による想定）



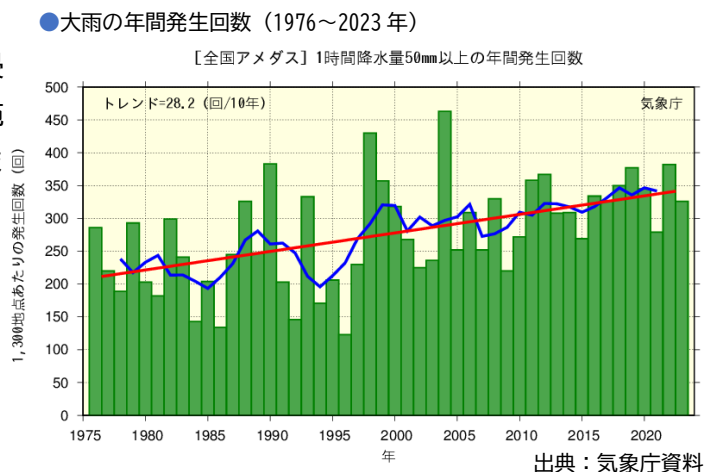
出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

<今後求められていること>

「災害に強く、安全に安心して暮らせるまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは以下の通りです。

頻発する豪雨への対応

近年頻発している局地的な豪雨に対応し、浸水・冠水のリスクをより低減するため、排水施設の整備や治水対策の強化が求められています。



建築物の耐震性強化

地震発生時における被害を最小限に抑え、市民の生命と財産を守るため、公共施設や民間建物の耐震性の強化が求められています。

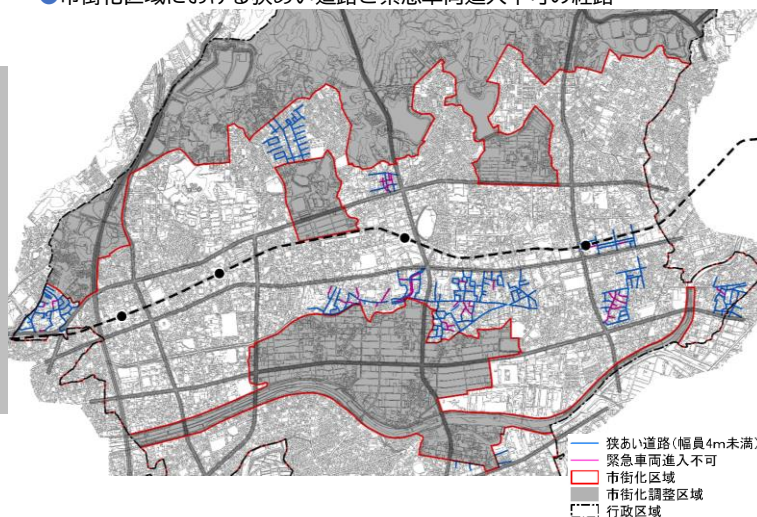
耐震改修を行った施設の写真

消防や救援のための活動空間の確保

災害時に迅速かつ効果的な消防や救援活動を行うための活動空間の確保や、緊急車両が通行しやすい道路環境の確保等、災害に備えたインフラの強化が求められています。

●市街化区域における狭い道路と緊急車両進入不可の経路

緊急車両が狭い道路等を通行する写真



出典：尾張旭市資料

(3) 緑・水辺

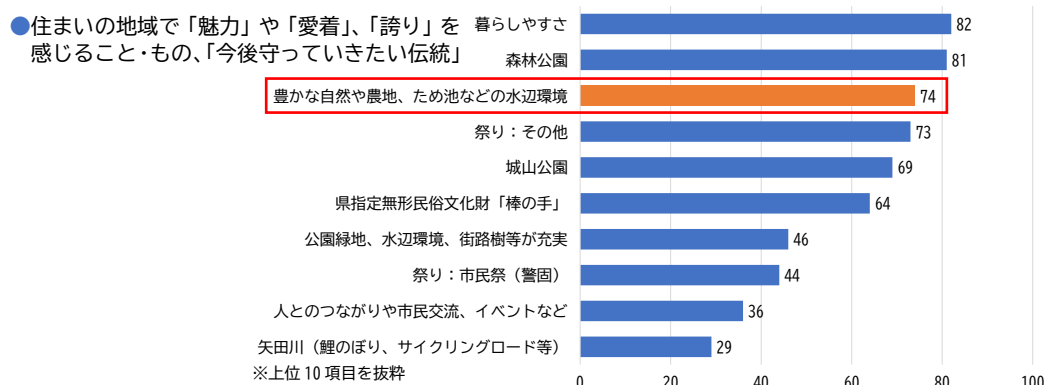
<尾張旭市の魅力>

緑と水に彩られたまち

緑豊かなまち

北部丘陵地の森林や、矢田川周辺のまとまった農地等、暮らしの身近に緑豊かな自然があるまちです。

●公園・緑地・水辺空間の配置状況



出典：都市計画マスタープランの策定に向けた市民アンケート

暮らしの身近に緑豊かな自然がある
まちをイメージできる市内の写真

暮らしの身近に緑豊かな自然がある
まちをイメージできる市内の写真

水辺に親しめるまち

矢田川や維摩池等のため池をはじめとする水辺では、市民が水とふれあうことができる環境が整っています。



矢田川の写真

魅力的な公園があるまち

森林公園や小幡緑地、城山公園、新池公園等の魅力的な公園が整備され、地域のシンボルとして親しまれています。

また、暮らしに身近な公園が数多くあり、市民の満足度が高くなっています。



スカイパークの写真

<今後求められていること>

「緑と水に彩られたまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは以下の通りです。

緑と水辺の保全

緑や水辺は本市の魅力となっており、次の世代にも引き継ぐ必要があります。

また、多様な生物の生息地や、生態系のバランスを保つ上でも必要不可欠であることから、保全が求められています。

先人から受け継がれた緑や水辺が
わかる写真（マメナシアイナシ等）

緑と水辺の機能の活用

災害リスク・環境負荷の低減や、うるおいのある生活環境の創出等、緑や水辺が持つ様々な機能を活用し、都市の魅力を向上する必要があります。

●緑や水辺が持つ機能の活用例



出典：国土交通省「グリーンインフラ実践ガイド」

全国植樹祭の理念継承

「木材の利用」を山村（やま）と都市（まち）をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある「森林（もり）づくり」と「都市（まち）づくり」を進めていくという全国植樹祭の理念を次の世代へ引き継ぐ必要があります。

こどもが植樹している写真

(4) 生活利便性

<尾張旭市の魅力>

便利が揃う、暮らしやすいまち

名古屋都心部にアクセスしやすいまち

名古屋（栄）に直結する名鉄瀬戸線や路線バスによって、名古屋都心部へのアクセスが便利な住宅地が形成されています。

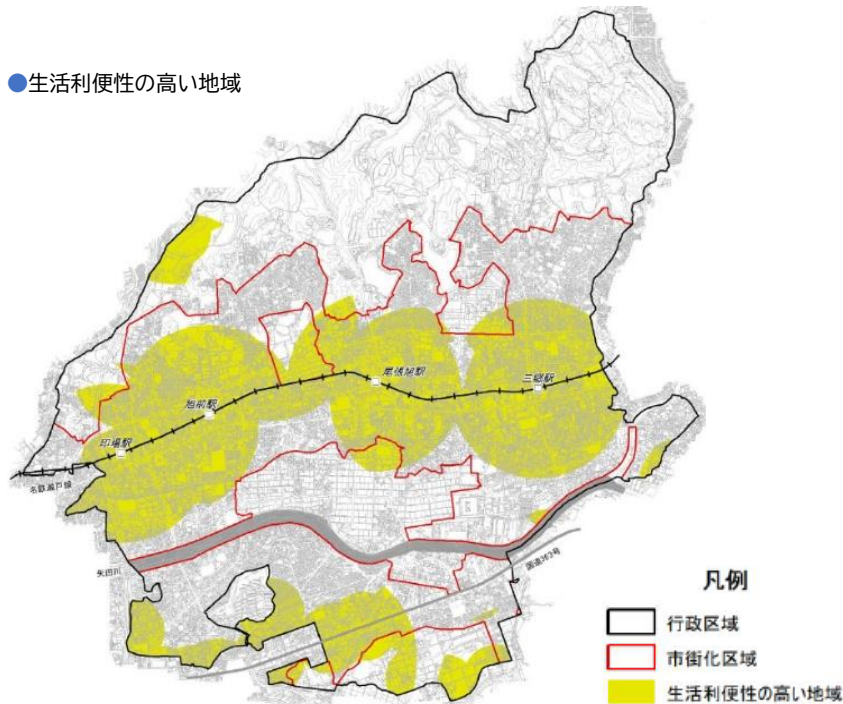


資料：国土数値情報

徒歩圏内に生活利便施設が揃っているまち

商業施設や医療・福祉施設、子育て支援施設が市内各所にあり、日常生活に必要なサービスを徒歩圏内で利用できる環境が整っています。

●生活利便性の高い地域

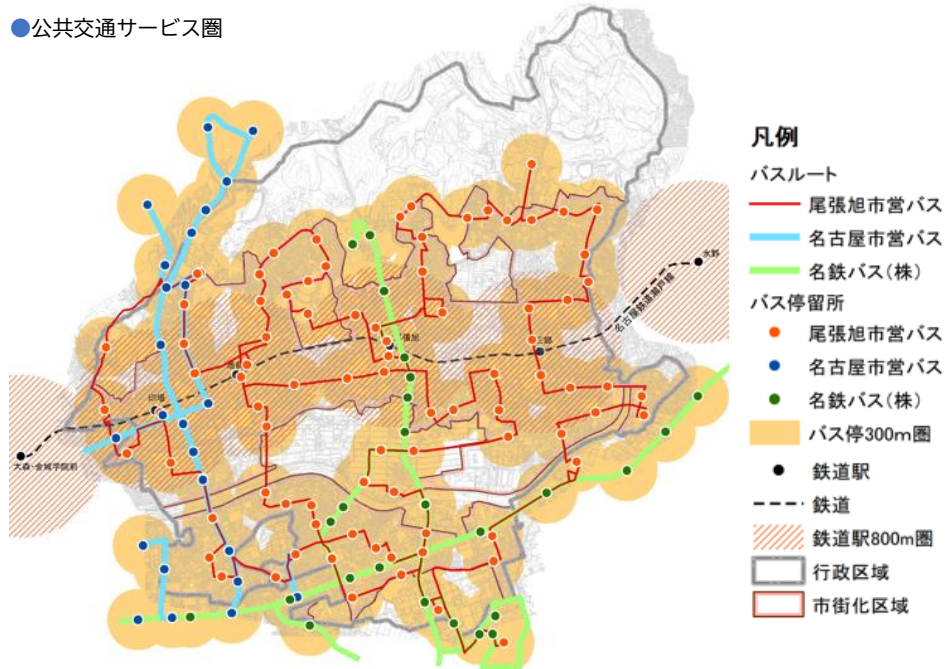


※医療施設（内科）及び医療施設（外科）、福祉施設（高齢者通所系施設）、商業施設（食料品スーパー等・コンビニエンスストア）のカバー圏域が重複する区域を指す。カバー圏域の施設からの距離は、コンビニエンスストアは500mで、その他は800m。

出典：尾張旭市立地適正化計画

公共交通網が張り巡らされたまち

瀬戸街道等の幹線道路の整備が着実に進んでおり、名鉄瀬戸線を中心に路線バスやコミュニティバス等の公共交通網が張り巡らされており、本市の人口の97%をカバーしています。



<今後求められていること>

「便利が揃う、暮らしやすいまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは以下の通りです。

生活道路の安全性と利便性の向上

生活道路は市民の日常生活を支えており、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路環境の整備が求められています。また、高齢者や子どもが安全に移動できるよう、バリアフリー化や交通安全施設の整備を進める必要があります。

●安全性や快適性が確保された生活道路

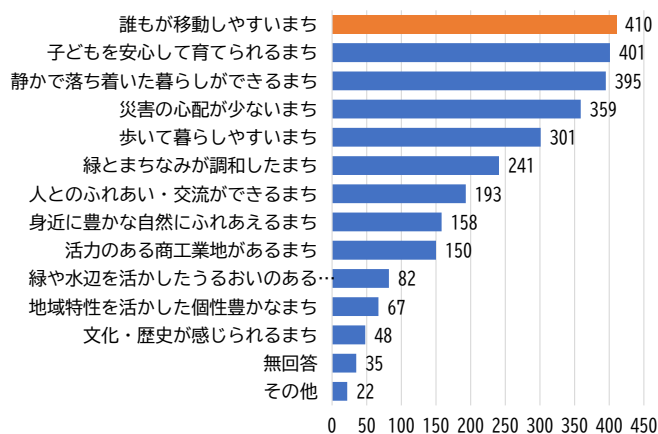


出典：「2040 年、道路の景色が変わる」（令和 2 年 6 月、国土交通省）

公共交通サービスの充実

高齢者の増加や、子育てのしやすい環境を整えるため、公共交通の利便性を高め、市民の暮らしを支えるインフラとしての機能の強化が求められています。

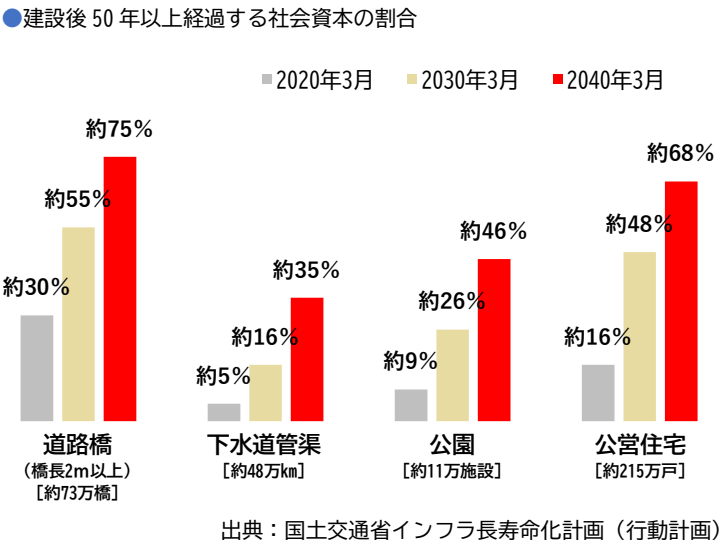
●おおむね 10～20 年後に期待するまちの姿



出典：都市計画マスタープランの策定に向けた市民アンケート

都市施設の維持・更新

道路・公園・下水道等の都市施設の老朽化の進行に対応するため、適切な維持・更新を行うことで、質の高い生活環境を確保する必要があります。



(5) にぎわい・活力

<尾張旭市の魅力>

にぎわい・活力を高めるポテンシャルがあるまち

森林公園のあるまち

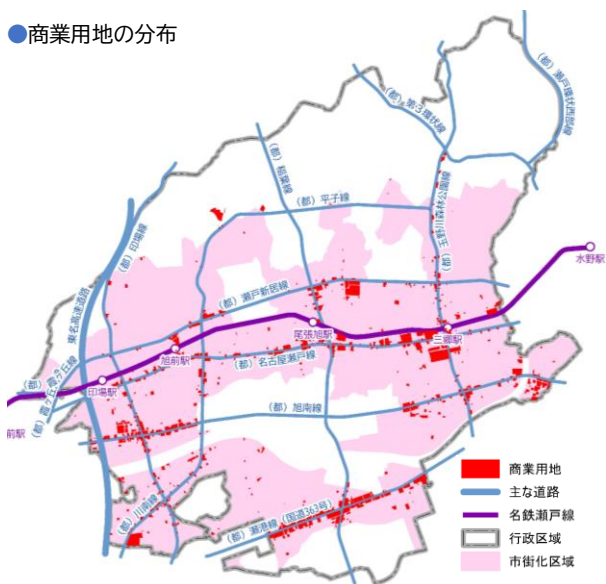
森林公園は、市内外から多くの来訪者が訪れる、本市を代表する魅力的な公園です。自然と触れ合う憩いの場であると同時に、イベントや交流の場としても活用されており、地域のシンボルとして、本市に活力をもたらしています。また、令和元年（2019年）には、第70回全国植樹祭の会場となりました。

森林公園で開催されたイベントの様子がわかる写真

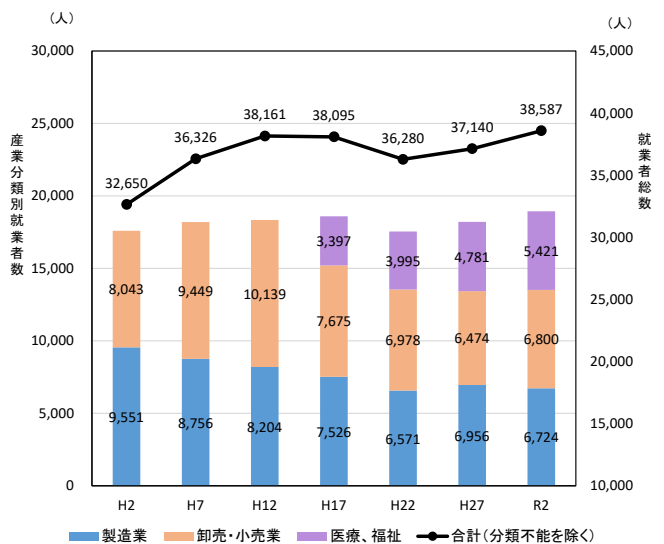
産業の集積により、にぎわい・活力を高めるまち

名鉄瀬戸線の各駅周辺や主要幹線道路の沿線には商業が集積し、本市のにぎわいや活力を生み出しています。また、就業者人口は少しずつ増加しており、まちの活力が高まっています。

●商業用地の分布



●主要な産業大分類別就業者数の推移



多様な主体が活躍するまち

三郷駅周辺では、市民が主体となって地域の魅力を高め、まちを育てる「三郷駅前まち育てプロジェクト」が行われています。こうした活動により、地域全体に新たなにぎわいが生まれ、他の地域へと波及していくことで、まち全体に活力が高まることが期待されています。

イベントや社会実験等の写真

<今後求められていること>

「にぎわい・活力を高めるポテンシャルがあるまち」としての魅力をより高めるために、今後求められていることは以下の通りです。

オープンスペースを活用したにぎわいの創出

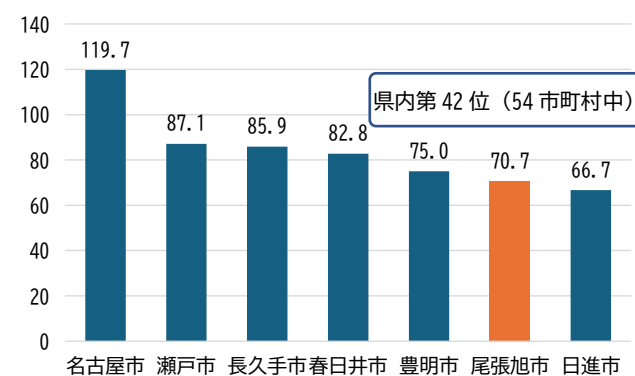
まちの更なるにぎわいの創出を図るために、公園や駅前広場等のオープンスペースを活用し、イベントや地域交流を促進する取組が求められています。こうした活動を通じて、地域全体に新たなにぎわいを生み出し、住民同士のつながりを強化することが必要です。

イベント等の写真

商業機能の維持・強化

まちの更なる活力の向上と市内での経済循環の促進が求められていることから、鉄道駅周辺や主要幹線道路沿線に立地する商業機能の維持・強化が必要です。

●地域経済循環率の近隣自治体比較



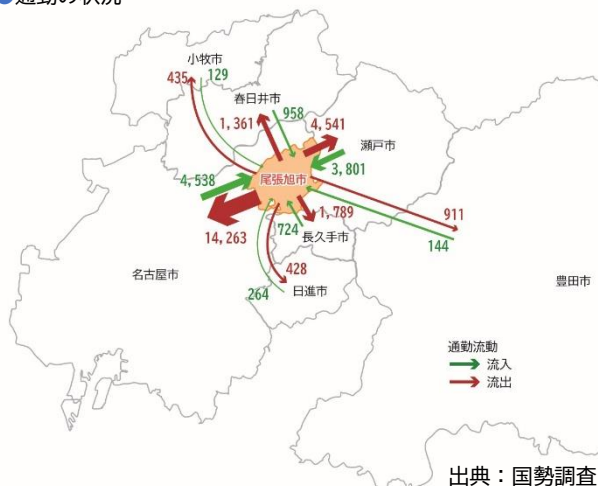
※一部抜粋

出典：尾張旭市産業振興基礎調査

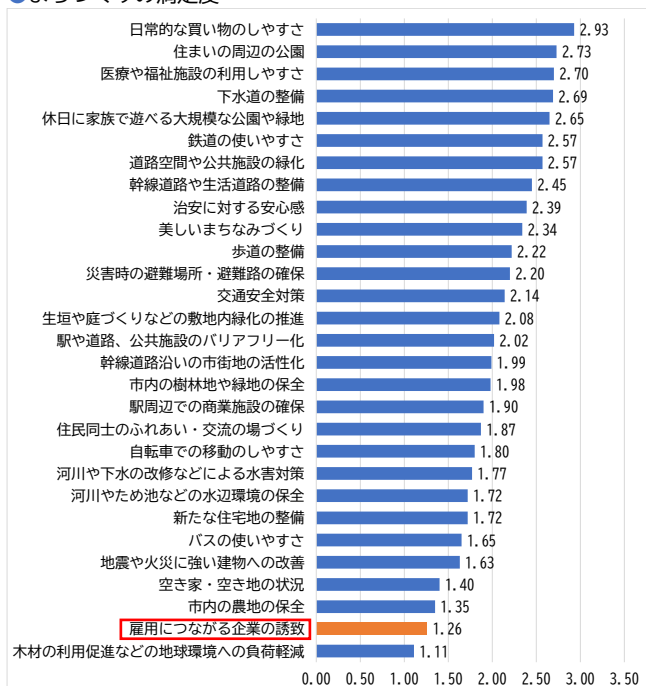
工業集積・企業進出の支援と働く場の創出

まちの更なる活力の向上を図るため、市内での働く場の確保が求められており、新たな事業所の建設も期待されていることから、工業集積地の整備や企業進出の支援が必要です。

●通勤の状況



●まちづくりの満足度



出典：都市計画マスタープランの策定に向けた市民アンケート

2 市民が描く未来のまちの姿

本計画の策定に向けて、地域の魅力を高めるためのアイデアを出し合いながら、「未来のまちの姿」を市民の皆さんと一緒に楽しく考える場として、市民ワークショップ「フューチャーデザインラボ(=「フデラボ」)を開催しました。

フデラボでは、参加した市民の皆さんが、未来のまちの姿について語り合いました。





【各地域の未来の姿のキーワード】

西地域

- 全員が楽しいまち
- 助け合いのまち
- 駅から歩いて楽しめるまち
- 農業と商業が共存し続けるまち

中央地域

- 地域交流が盛んなまち
- 尾張旭駅を中心としたにぎわいのあるまち
- 市の魅力を発信し続けるまち

東地域

- 自然と共生できるまち
- 三郷駅を中心としたにぎわいのあるまち
- 散策路のあるまち

南地域

- 活気のあるまち
- 多世代交流が盛んなまち
- 安全安心なまち

市民の皆さんが描いた未来のまちの姿を整理しました。

1. 自然と調和するまち

森林公園や矢田川等の豊かな自然が守られ、緑や水辺が生活の中に溶け込んだ、穏やかで心安らぐ環境であってほしい。誰もが自然の恵みを身近に感じながら暮らせるまちであってほしい。

2. 多様な暮らし方を支えるまち

子育て世代、働く世代、高齢者、それぞれが自分らしい暮らし方を選び、快適に過ごせるまちであってほしい。住環境が整い、誰もが自分の生活に満足できる住みやすいまちであってほしい。

3. 日々の暮らしがもっと便利で快適なまち

歩行者や公共交通に優しい仕組が整い、通勤や通学、買い物等の日常の移動が便利でスムーズにできるまちであってほしい。子どもから高齢者まで安心して暮らせる快適な環境であってほしい。

4. にぎわいと活気のあるまち

公園や駅前広場、商店街等の人々が集い、地域でのイベントや活動が盛んで、笑顔や活気があふれるまちであってほしい。多くの人を訪れたくなる魅力的な場が広がるまちであってほしい。

5. つながりを育むまち

地域での交流が自然と生まれ、多世代が互いに助け合いながら暮らす、つながりを感じられるまちであってほしい。住む人が安心感を持ち、誇りを感じられるまちであってほしい。

参加した皆さんが描いた、未来のまちのイメージカードを紹介します！



第3章 まちづくりの構想

1 まちづくりの理念

私たちが暮らす尾張旭市には、森林公園や城山公園等の豊かな緑、矢田川やため池等の水辺、田んぼのある風景、落ち着いた街並みといった、「自慢（誇り）」があります。

そして、市民ワークショップを通じて、多くの市民の皆さんが語り合った本市の魅力は、このまちをつくってきた人たちが、かつて、まち全体がまるで公園のような本市の様子を「公園都市」と表し、守り育て、今の時代へと大切に受け継いできてくれたものです。

近年は、人々の暮らしは多様化し、まちは、建物や道路、公園等のインフラを土台として、人がいきいきと生活し、働き、人と人のつながりを深めることができる場所としての役割が求められるようになりました。

そこで、本市のこれからのまちづくりは、受け継いだ「公園都市」という概念を礎に、まちのいろいろな場所で「楽しさ」「居心地の良さ」「にぎわい」が感じられ、人と人がつながり、笑顔があふれ、健康な暮らしが実現できるまちをめざしていきます。

また、こうしたまち全体が緑豊かで人々が多様に使い活きるまちの様子を、新たな時代の「公園都市」と位置付け、まちづくりを進め、これまで以上に質の高い暮らしの実現につなげていきます。

そして、多くの市民がまちに愛着を持ち、様々な主体がともに手を取り合って、まちを大きく育て、さらに未来の世代へとつむいでいきます。

これらのことから、第3次都市計画マスタープランのまちづくりの理念を

ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市

と定めます。

イメージイラスト

2 まちづくりの目標

まちづくりの理念「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」の実現に向けて、今後のまちづくりで重視していくことを、5つの「まちづくりの目標」を設定します。

1 安全で心がやすらぎ、多様な暮らし方ができる住環境を整える

暮らし

災害に強く、交通安全に配慮した住環境を整えるとともに、落ち着いたゆとりのある暮らし、鉄道や国道等の沿線に近い利便性の高い暮らし、緑や水辺に身近な暮らし等、子どもからお年寄りまで、多様な暮らし方ができる都市をめざします。

イメージイラスト

2 緑や水辺を大切に守り、未来に引き継ぐ

緑・水辺

緑や水辺等の自然環境が持つ多くの機能への理解を深めて、大切に守り、社会課題の解決を図るグリーンインフラの取組を進め、環境負荷の少ない美しい都市空間を、未来に引き継ぎます。

イメージイラスト

3 行きたい場所に気軽に行くことができる、移動のしやすさを整える

移動

市営バス等の公共交通を使いやすくし、歩道を歩きやすく整え、通勤・通学・子育て・買い物・お出かけ等、暮らしに必要な移動がしやすい、移動環境を整えます。

イメージイラスト

4 お気に入りの場所を増やして、日々の楽しさをつくる

楽しさ

遊ぶ・買う・集う・働く等、様々な活動のための拠点をつくり、都市空間の質や魅力を高め、美しさや居心地の良さ等を感じるお気に入りの場所を増やします。

また、公園や河川敷、駅前広場等のまちのオープンスペースでは、休憩や滞在・遊び・イベント等の幅広い活動をしやすくして、人とのつながりや交流が生まれ、訪れる楽しさをつくります。

イメージイラスト

5 「やってみたい」を発掘して、みんなでまちを育てる

共創

まちづくりのアイデアを発掘し、市民・企業・NPO等の民間主体によるまちづくり活動を応援し、みんなのエネルギーをまちの魅力として、大きく育てます。

イメージイラスト

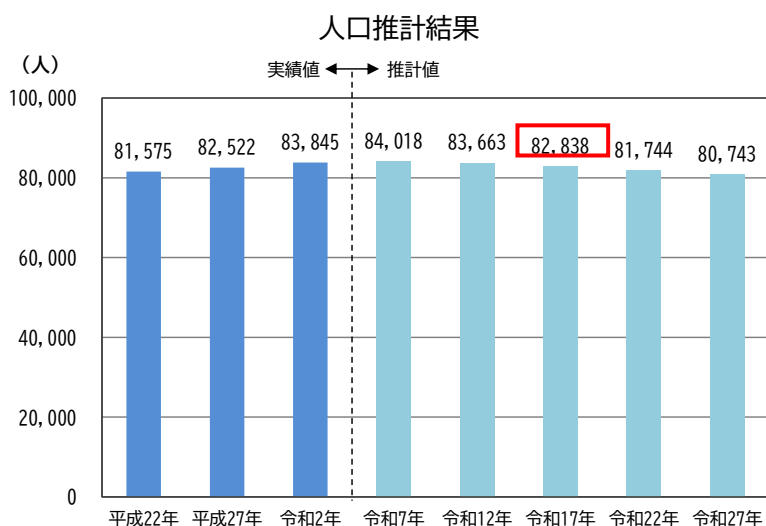
3 将来都市フレーム

本市がめざす将来都市構造を定めるにあたり、本計画では、目標年次における人口規模を「人口フレーム」、産業規模（市内総生産）を「産業フレーム」として設定します。また、人口フレームや産業フレームを基に算出した、目標年次における土地利用規模を「住居系土地利用フレーム」「産業系土地利用フレーム」として設定します。

(1) 人口フレーム

本市の人口は、令和2年から令和7年の間をピークに、緩やかに減少することが見込まれます。本計画では、尾張旭市第六次総合計画と整合を図り、目標年次(令和17年)における将来人口の推計値を「人口フレーム」として設定します。

目標年次(令和17年)における人口フレーム 82,838人

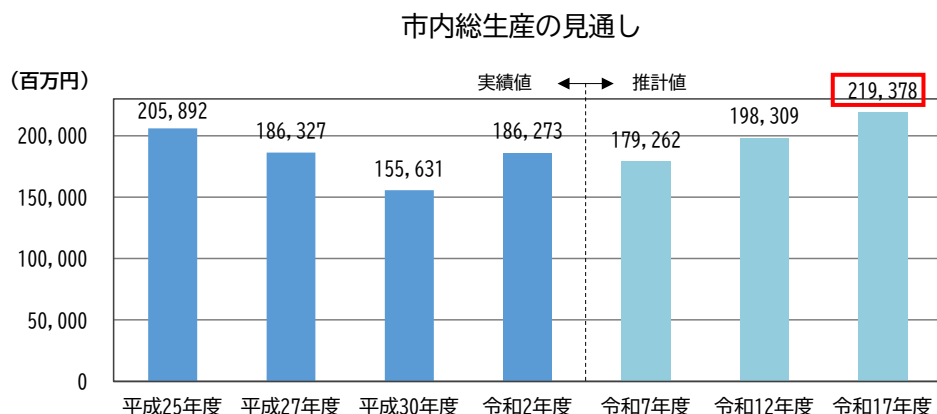


出典：尾張旭市第六次総合計画

(2) 産業フレーム

本市における市内総生産が過去の成長率と同様に推移する場合に、想定される目標年次(令和17年)における市内総生産を「産業フレーム」として設定します。

目標年次(令和17年)における産業フレーム 2,193億7千8百万円



出典：あいちの市町村民経済計算(2021年度)

(3) 住居系土地利用フレーム

目標年次(令和 17 年)の本市の人口は 82,838 人となり、市街化区域内人口は、77,396 人となります。現在の市街化区域で収容が可能な 78,337 人を 109 人下回り、住宅用市街地は 1.31ha 不要となります。

このことから、将来を見据えた住居系市街地の新たな拡大は行わず、当面は土地の高度利用や有効活用を図ります。

目標年次(令和 17 年)における住宅系土地フレーム	設定しない
----------------------------	-------

(4) 産業系土地利用フレーム

目標年次(令和 17 年)における産業フレームは、2,193 億 7 千 8 百万円となります。産業フレームを基に算出した産業系市街地※の規模は、平成 30 年時点(基準年)の規模 73.8ha に対し、新たに 16.9ha が必要となります。

なお、用途地域見直し検討により工業の必要性が確認され、平成 30 年度の都市計画マスタープラン部分改定において、稲葉町(約 12ha)の土地利用方針図を「農業環境保全地区」から「工業地区」に改定しています。

このことから、将来を見据えた産業系市街地は 4.9ha の拡大を図ることとします。

※産業系市街地:工業と商業に係る産業用地を主体とした市街地

目標年次(令和 17 年)における産業系土地フレーム	4.9ha
----------------------------	-------

4 将来都市構造

(1) 将来都市構造とは

将来都市構造は、まちづくりの理念や目標を実現するため、現在のまちの状況を踏まえつつ、将来の望ましい姿を、まちの骨格となる「拠点」「軸」「ゾーン」という3つの基本的要素を用い、空間的、概念的に示したものです。

■拠点

拠点は、多様な機能が集積し、都市において重要な役割を果たす場所を示すものです。

日常生活に必要な身近な医療、福祉、商業、行政施設等の都市機能や、産業の活性化につながる都市機能、交通結節点機能等が集積しています。

■軸

軸は、都市の主要な導線を示すものです。

市民や産業活動を支え、各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るための主要な道路や公共交通路線、河川等で構成され、都市活動の活性化や円滑な市民交流を促進するものです。

■ゾーン

ゾーンは、都市の土地利用の方向性を示すものです。

市街地や森林・農地等、同じ特性・役割を有する面的な広がりのある区域で、大まかな土地利用の方向性を示すものです。

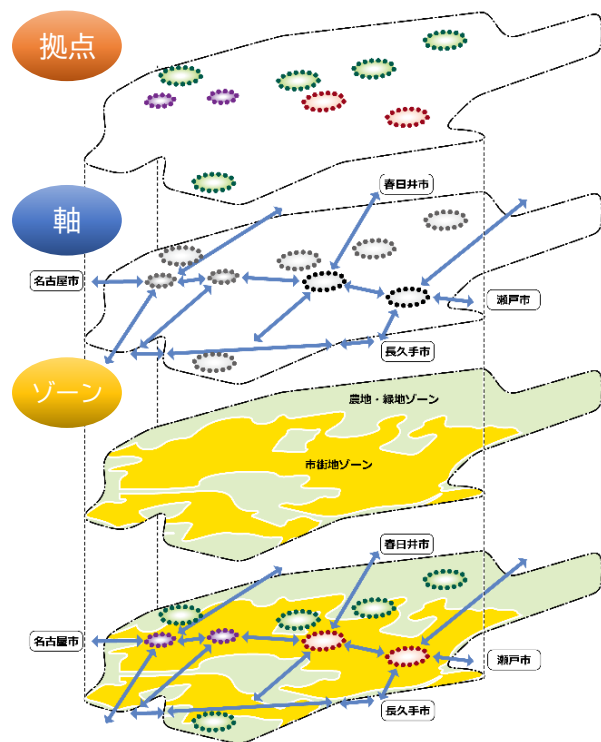


図 将来都市構造の基本的要素イメージ

(2) 将来都市構造の設定

①拠点

■中心拠点

多くの商業機能が立地し、駅利用者が市内で最も多く、新たなにぎわいを生み出す潜在性がある三郷駅周辺と、市役所等の公共施設や市営バスの拠点といった本市の基幹的な行政サービスが集積する尾張旭駅周辺を、中心拠点とします。

■生活拠点

駅周辺における良好な住宅地と沿道を中心とした商業地が広がり、通勤や通学等の生活に便利な拠点として、印場駅周辺と旭前駅周辺を、生活拠点とします。

■緑の拠点

本市の魅力である緑豊かでうるおいや楽しさを感じる森林公園、小幡緑地、城山公園、矢田川、新池公園、維摩池の周辺を、緑の拠点とします。

②軸

■活力軸

(都)名古屋瀬戸線及び(都)瀬港線(国道363号)を、本市のにぎわいの核となる「活力軸」とします。

■公共交通軸

名鉄瀬戸線や主要なバス路線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬港線(国道363号)、南北を結ぶ(都)稲葉線を「公共交通軸」とします。

■河川環境軸

都市にうるおいをもたらす美しい水辺環境となっている矢田川と天神川を「河川環境軸」とします。

③ゾーン

■住居系市街地ゾーン

市街化区域内の住宅地や、市街化区域に隣接する市街化調整区域内の既存の住宅地は、落ち着いたやすらぎのある暮らしを支える、住居系市街地ゾーンとします。

■産業系市街地ゾーン

市内のまとまった工業地をはじめとし、駅周辺や幹線道路沿道の商業地は、働く場所や買物等の場所として、まちの活力を支える、産業系市街地ゾーンとします。

■緑地ゾーン

森林公園等の北部丘陵地をはじめとし、河川・ため池等の水辺やまとまった優良農地は、都市の環境や風致を維持し、暮らしにうるおいを与える、緑地ゾーンとします。

(3) 拠点の形成方針

①中心拠点

【三郷駅周辺】

- ・三郷駅周辺は、古くから本市の発展を牽引してきた商業機能が集積する拠点であることから、本市の顔としてふさわしい、にぎわいや活力のあるまちづくりの実現をめざします。また、愛知県森林公園の玄関口であることから、緑と共存したまちづくりをめざすため、そして全国植樹祭の理念を継承するため、公共施設等における県産木材の利活用を図ります。
- ・三郷駅は、本市にある鉄道駅で最も乗降客数が多く、たくさんの市民や来訪者が利用するため、駅周辺における魅力的な店舗を増やし、歩きやすく居心地の良さを感じるウォーカブルな都市空間を整えることで、多様な世代の滞在や交流の促進を図ります。
- ・三郷駅周辺では、高度利用が可能な商業地域という恵まれた立地条件を活かし、都市型住宅の供給を誘導して「まちなか居住」の推進を図ります。
- ・市街地再開発事業の進捗に合わせて、駅前広場の整備を進め、交通結節点としての機能強化を図ります。

【尾張旭駅周辺】

- ・本市の名称を付した代表駅である尾張旭駅周辺は、本市の玄関口としてふさわしい、にぎわいというおいのあるまちづくりの実現をめざします。
- ・市役所等の公共施設や公共交通機能が集積することで様々な世代の市民が訪れる拠点であることから、歩きやすく居心地の良さを感じるウォーカブルな都市空間の実現をめざします。
- ・市役所周辺は、災害時における市民の安全を支える防災拠点としての機能の強化を図ります。
- ・尾張旭駅周辺における新たなまちづくりについては、民間企業等との連携を視野に入れ、民間アイデアを活かし市民・来訪者をもてなす、質の高い都市空間の創出に資する取組を研究します。

②生活拠点

【印場駅周辺・旭前駅周辺】

- ・印場駅周辺や旭前駅周辺は、土地区画整理事業を基本とした都市基盤整備によって良好な住環境を形成し発展してきたことから、引き続き駅周辺の生活利便性を高め、定住人口の増加をめざします。
- ・印場駅や旭前駅に近接する（都）名古屋瀬戸線では、日常生活を支える商業等の身近な生活サービス機能等の誘導や充実を図ります。
- ・印場駅では、更なる利便性の向上を図るため、駅北側のバリアフリー化を進めます。
- ・印場駅・旭前駅については、公共交通ネットワークの強化や、乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

③緑の拠点

【森林公園】【小幡緑地】【城山公園】【新池公園】【矢田川】【維摩池】

- ・森林公園は、市内外から多くの人を訪れる、本市を代表する魅力的な拠点であるとともに、全国植樹祭の理念を次の世代へと引き継ぐ貴重な財産であるため、愛知県と連携し、更なる魅力の向上を図ります。
- ・小幡緑地は、広域的なレクリエーションや憩いの拠点として、愛知県と連携し、更なる魅力の向上を図ります。
- ・城山公園、新池公園、矢田川、維摩池等の魅力的なオープンスペースを有する拠点については、官民連携等による新たなにぎわいの創出をめざします。



図 将来都市構造図

5 土地利用の方針

尾張旭市の特徴であるコンパクトな市街地を維持しながら、質の高い暮らしを支え、豊かな自然や地域資源を有効に活用し、都市の魅力を高めます。

市街化区域では、人口密度を維持し、日常生活に欠かせない生活サービスやコミュニティを確保するため、住宅用市街地に係る現在の市街化区域規模を維持しながら、土地区画整理事業の着実な進捗や、低未利用地等の宅地化を図ります。

市街化調整区域では、無秩序な市街化を抑制するため、開発行為を適切に規制・誘導し、一団の優良農地等を保全するとともに、森林や農地等の豊かな自然と調和した、ゆとりとうるおいのある居住環境を維持します。

土地利用の区分の配置とその方針

■緑地環境保全・活用地区

- ・緑豊かな自然環境が残され、貴重な動植物が多く生息し、本市ならではの重要な景観資源でもある北部丘陵地は、引き続き現在の自然環境を保全します。
- ・森林公園や都市公園等の魅力的なオープンスペースを有する緑地については、市民が自然に親しむことができる空間として活用を図ります。

■水辺環境保全・活用地区

- ・市民の生活にうるおいを与える河川やため池は、引き続き現在の自然環境を保全します。
- ・矢田川や維摩池等の魅力的なオープンスペースを有する水辺については、市民が自然に親しむことができる空間として活用を図ります。

■優良農地保全地区

- ・農作物の生産の場として農業基盤整備等を実施した一団の優良農地は、都市にうるおいを与え、温暖化を抑制し、保水により水害を防ぐ等の多面的な機能を維持するため、適切な開発抑制を行う等、引き続き保全に努めます。

■農地・集落地

- ・優良農地保全地区以外の農地や農地の中に介在する集落地は、無秩序な開発の抑制に努めるとともに、隣接する地区の状況や農地の営農環境へ配慮し、適切な土地利用を図ります。

■商業業務地区

- ・商業及び業務施設が面的又は路線的に集積している商業業務地区は、現在の用途地域を継続し、商業集積を高めるとともに、魅力的な商業施設の誘導を図ることで、地域の生活利便性の確保や更なる活性化に努めます。
- ・建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き防火地域または準防火地域として、安全安心な商業環境の維持を図ります。
- ・三郷駅周辺の商業施設が立地する工業系用途地域は、商業と工業が混在していることから、既存建築物の今後の動向を注視し、用途地域の見直しを検討します。

■沿道サービス地区

- ・(都)名古屋瀬戸線や(都)瀬港線(国道363号)等の主要な幹線道路では、沿道サービスを提供する商業施設の立地環境を維持するため、現在の用途地域を継続するものとし、魅力的な商業施設の誘導及び地域の生活利便性の維持・向上を図ります。
- ・建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き準防火地域として、安全安心な商業環境の維持を図ります。

■工業地区

- ・工業施設が集積している地区や今後、工業地として土地利用を図るべき工業地区は、業務環境の維持に努め、工業集積を図ることで、雇用の創出に努めます。
- ・稲葉町の工業地区においては、隣接する優良農地の営農環境に配慮しつつ、製造業を中心とした一体的な工業用土地利用を図るとともに、市街化区域への編入を検討します。

■住工調和地区

- ・住宅と工場が併存する住工調和地区は、住民と事業者の相互理解のもと、居住環境と操業環境の調和や双方の環境悪化防止を図り、バランスの取れた職住近接の環境の維持に努めます。
- ・今後の土地利用の変化により、住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を注視し、用途地域の見直しを検討します。

■低層住宅地区

- ・戸建て住宅が中心となり立地している低層住宅地区は、現在の用途地域を継続し、街並みと調和したゆとりある土地利用により、やすらぎのある良好な居住環境の維持・充実を図ります。
- ・古くに市街地整備を完了した地区や既成市街地においては、居住者の年齢構成の変化や建物の老朽化に対応した効果的な居住の循環を図り、空き家・空き地の増加抑制や利活用を検討します。

■一般住宅地区

- ・戸建住宅や中高層の住宅を中心とし、商業・医療・福祉施設等の日常生活を支える様々な都市機能が立地する一般住宅地区は、現在の用途地域を継続し、生活利便性の高い居住環境の維持・充実を図ります。
- ・良好な居住環境を維持するため、引き続き高度地区を定めます。
- ・店舗・事務所等の立地が多い地区においては、引き続き準防火地域を指定し、安全安心な居住環境を維持します。
- ・古くに市街地整備を完了した地区や既成市街地においては、居住者の年齢構成の変化や建物の老朽化に対応した効果的な居住の循環を図り、空き家・空き地の増加抑制や利活用を検討します。

■既存市街地地区

- ・市街化調整区域内において、一団となってまとまりのある住宅地等を形成している既存市街地地区は、無秩序な開発を抑制するとともに、道路の安全性を確保しながら、居住環境を維持します。
- ・住宅密度の高い既成市街地地区では、災害時における消防・救援活動空間の確保を図ります。

■公共施設跡地利活用検討地区

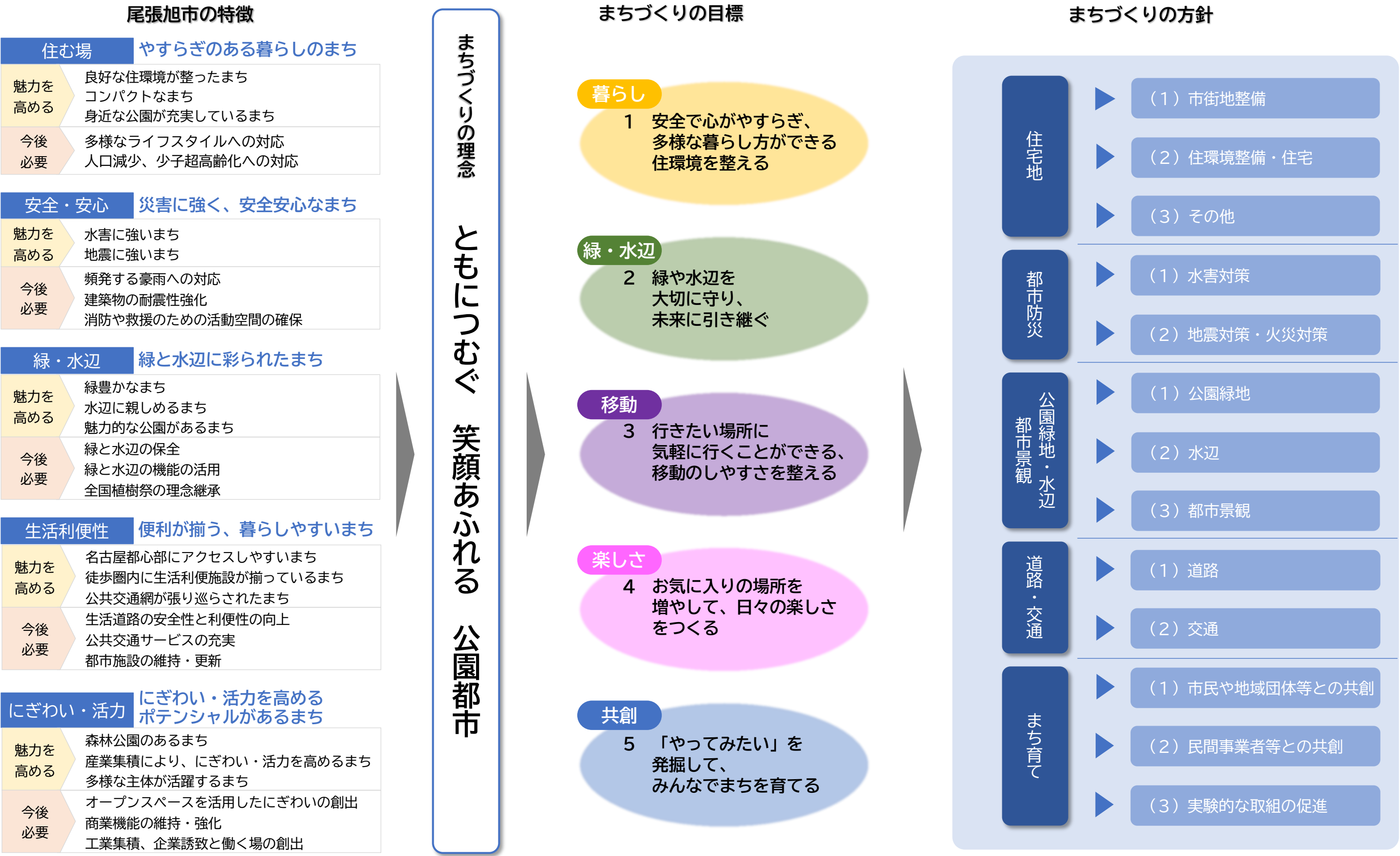
- ・市北西部に位置する旧名古屋市立保育短期大学等の跡地である公共施設跡地利活用検討地区は、北部丘陵地の自然環境に配慮しつつ、本市の大切な資産として、地域振興に資する有効な利活用方法を検討します。

■産業系市街地検討地区

- ・産業フレームに対応する産業系市街地の確保を図るための産業系市街地検討地区は、新たな産業立地の誘導による市街地の形成を検討します。
- ・産業地の形成にあたっては、将来的な市街化区域への編入を基本としつつ、事業熟度等からやむを得ない場合は、基盤施設が十分に整備されないまま無秩序な施設立地が進まないように地区計画を定める等、計画的な土地利用を図ります。
- ・晴丘町地内の（都）稲葉線沿線においては、周辺農地の営農環境へ配慮しつつ、長久手市の（都）高根線（図書館通り）との連続性を考慮し、適切な土地利用を図ります。

第4章 まちづくりの方針

本市の特徴を踏まえ、まちづくりの理念の実現や目標の達成につながる「まちづくりの方針」を、「住宅地」、「都市防災」、「公園緑地・水辺・都市景観」、「道路・交通」、「まち育て」の5つの分野に分けて定めます。



1 住宅地

尾張旭市では、快適で安全な住環境とにぎわいのある市街地の形成を目指します。適切な土地利用とインフラ整備を通じ、住みやすさと地域の魅力を高めます。また、防災や環境負荷の軽減を考慮し、持続可能な都市基盤を構築します。

(1) 市街地整備

【区画整理】

- ・着実な市街化促進と流入人口の受け皿として、現在施行中の土地区画整理事業が円滑に進捗するように支援します。

【既成市街地】

- ・狭い生活道路に老朽住宅が密集し、都市基盤施設が不足する地区やスポンジ化が進む地域では、地域住民の意向を踏まえた居住環境の改善を促進し、必要に応じて道路の拡幅や地区計画の活用等の多様な柔軟な市街地整備手法等の活用を検討します。

【開発】

- ・新たな住宅地の整備については、民間活力等の活用により、開発指導要綱の基準に基づき道路や公園等の都市基盤の整備に努めます。

【地区計画】

- ・地区計画が定められている地区については、街並みと調和した良好な住環境の維持保全を図るため、各種規制の適正な運用をします。また、地区計画が定められていない地区については、住環境の維持向上を図るため、必要に応じて市民の意向を把握し、市民と協働して地区計画の策定を検討します。

(2) 住環境整備・住宅

【まちなか居住】

- ・駅周辺における商業施設や医療機関、公共施設の集積に努めるとともに、良質な都市型集合住宅の供給を誘導します。

【多様な暮らしの実現】

- ・低層住宅や一般住宅、都市型集合住宅等の既存の住宅の立地状況を踏まえつつ、子育て世代や高齢者、障がい者等の様々な人たちに応じた、多様な暮らしが快適にできる住環境の整備に努めます。また、住み替え支援制度の必要性を再評価し、具体的な仕組みを研究します。

【住宅セーフティネット】

- ・市営住宅については、バリアフリー化を引き続き推進し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住みやすい住宅性能の向上や長寿命化を図り、既存ストックの適正な維持管理に努めます。
- ・超高齢社会に対応するため、福祉施策との連携を強化し、住宅セーフティネットの観点から高齢者、低所得者、障がい者等の住宅確保要配慮者への居住支援の拡充を検討します。

【省エネルギー化対策】

- ・建築物における環境負荷の低減を図るため、新築及び既存住宅におけるエネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用に関する支援策を研究します。

【空き家等対策】

- ・空き家の発生を抑制するとともに、多様な民間との連携により利活用を促進します。
- ・周辺環境へ影響を与える特定空家等及び管理不全空き家については、認定に係る仕組づくりを検討し解消に努めます。
- ・鉄道駅周辺や主要な幹線道路の沿道の空き店舗（テナント）は、活用に係る情報提供や新たな利用者とのマッチングにより開業等の支援策を研究します。

（３）その他

①上下水道

【上水道】

- ・災害時においても安全で安定的な水道水の供給を図るため、水道管の耐震化や更新に取り組みます。

【下水道】

- ・污水管の整備により、公共下水道を利用できる地区を増やすとともに、水洗化の普及促進に取り組みます。
- ・良好な污水处理のため、下水処理場や污水管などの計画的な整備と適切な維持管理に取り組みます。

②供給処理施設

- ・尾張東部衛生組合との連携のもと、晴丘センターの施設更新を計画的に進めます。地域住民の生活環境を守り、効率的かつ持続可能なごみ処理体制を構築します。

③墓園

- ・利用者の今後の需要と供給の状況把握に努め、周辺環境に配慮した旭平和墓園の適切な維持管理を図ります。

2 都市防災

市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが想定される災害に備え、安全安心に暮らすことができるまちづくりを進めます。

災害対応については、減災のための事前対策から復旧・復興といった発災後の対応まで、対応すべき分野も多岐にわたるため、それらの方針を示した「尾張旭市地域防災計画」を基本とします。本計画においては、道路や公園等の防災上重要な施設の整備に関する方針等について示します。

(1) 水害対策

【洪水、浸水・冠水対策】

- ・矢田川や天神川等の河川において、堤防・護岸の損壊等による浸水を防ぐため、改修効果が大きく緊急度の高い箇所の整備を河川管理者と連携して進めます。
- ・保水機能を有する土地における開発事業に対しては、調整池の設置等の代替機能の確保について、事業者への協力依頼に努めます。
- ・保水機能を有する農地を保全するとともに農業用ため池を適切に保全します。農業用ため池については、浚渫等による維持管理や老朽化対策を進め、引き続き調整池としての活用を図ります。
- ・雨水の地下浸透を図ることで排水設備の負担を軽減し、雨水流出による浸水被害を防止するため、市街地における歩道の透水性舗装化に努めます。
- ・都市化の進展による雨水流出量の増大に対応するため、公共下水道の整備や改良、浄化槽の雨水貯留施設への転用、その他一般排水路の改修を進め、浸水区域の解消に努めます。また、公園等の公共施設内における雨水貯留施設の設置について研究します。

【土砂災害対策】

- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域において、斜面の崩壊による人的被害を防止するため、必要に応じて土砂災害防止対策事業等の実施を検討します。
- ・市街地における大規模盛土造成地は、重点的に安全性の調査を行うものとし、調査結果に基づき必要に応じて対策工事の実施を検討します。

(2) 地震対策・火災対策

【地震対策】

- ・民間建築物の耐震化・不燃化を引き続き促進します。
- ・幹線道路や橋梁については、震災時における機能確保を図るため、重要構造物の計画的な耐震化を推進します。
- ・緊急輸送道路となる幹線道路や避難路として位置付けのある道路の機能確保に努めるとともに、無電柱化について検討します。
- ・老朽化した住宅が多くある既成市街地では、延焼や倒壊による危険性を低減するため、建築物の耐震化や不燃化を促進します。また、緊急車両の進入や災害時に避難路として利用できるように狭あい道路の拡幅整備に努めます。

- ・農業用ため池については、耐震性や排水機能を適切に維持することで決壊リスクを低減し、防災機能の確保に努めます。
- ・上下水道施設については、老朽化施設の計画的な改修等によって耐震化を図り、災害時における住民の安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。
- ・北原山土地区画整理事業地内における都市公園の整備を進め、一時避難場所として活用を図ります。

【火災対策】

- ・市街地における幹線道路、河川、鉄道等の空間を活用し、火災の延焼を防止する延焼遮断帯を整備するため、沿道建築物の不燃化を推進し、延焼防止機能の向上に努めます。

3 公園緑地・水辺・都市景観

緑豊かな都市環境を実現するとともに、多様な生態系を支える緑や水辺の保全を図り、次の世代へと引き継ぎます。また、緑地等の自然資産が有する多面的な機能を活かすため、グリーンインフラの考え方を取り入れ、持続可能な活用を推進します。そして市民の健康づくりや交流の場であり、にぎわいや楽しさを創出する公園等では、更なる活用を図ることで、都市の魅力の向上をめざします。

(1) 公園緑地

①公園

【魅力ある公園緑地の整備と活用】

- ・拠点的な公園では、多様化する公園ニーズを踏まえ、官民連携のもと「Park-PFI」（公募設置管理制度）を活用した居心地が良く質の高い公園づくりを検討します。
- ・市民のニーズや社会情勢の変化に対応するため、地域の特性に応じた既存の公園の見直しを行い、再整備を検討します。
- ・新たに整備する公園や再整備を行う公園については、利用者の多様性を尊重し、様々な人が交流し憩い楽しむことができるインクルーシブな空間の創出に努めます。
- ・身近な街区公園等の整備計画は市民と協働して策定し、地域の交流やにぎわい創出の場となる魅力ある公園づくりをめざします。

【適切な維持管理】

- ・公園施設の経年変化や老朽化に対し、安全安心な施設機能を確保するため、計画的な点検や維持管理、更新を行います。
- ・公園施設の更新や維持管理費を確保するため、民間活力の導入に向けた取り組みを検討します。
- ・既存の公園愛護会が継続して活動できるよう支援や連携を図るとともに、公園管理や活用の新たな担い手を発掘し、公園愛護活動の拡大を図ります。

②緑地

【森林・緑地】

- ・多様な生物の生息地となり生態系のバランスを保つ役割を担う森林については適切に保全します。
- ・健康都市の取組を支える基盤である自然に親しみながらウォーキングを楽しむことができる山辺の散歩道については、適切な維持管理や更なる活用を図ります。

【農地・農業施設】

- ・農地の保全を図るため、農業の担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行います。
- ・老朽化が進む農業用水路等の農業施設については、計画的な修繕や改修を進めることで営農環境の向上を図ります。

③都市緑化

- ・都市の拠点の緑化や拠点間を結ぶ道路空間の街路樹の緑化による緑のネットワークの形成に努めます。
- ・市民と行政が協働して緑化活動を推進するため、多様な緑化事業の活用や普及啓発を行い、地域全体での緑地の保全と活用及び地区計画を活用した民有地緑化の促進をめざします。
- ・大型開発事業によって失われる緑を保全するため、開発事業者に対して、適正な指導を行うとともに、緑を創出することかできる仕組や取組を検討します。

④全国植樹祭の理念継承

- ・公共施設等における県産木材の利活用を推進するとともに、全国植樹祭の開催地である愛知県森林公園を活用した事業を進め、全国植樹祭の理念の継承を図ります。

(2) 水辺

- ・河川やため池は、日常生活にうるおいとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境の保全を図ります。
- ・矢田川については、親水性や環境面にも配慮した整備に関し、関係機関への働きかけを進めます。また、天神川についても、河川改修の整備促進に向け、関係機関への働きかけを進めます。
- ・矢田川河川緑地については、市民との協働により保全を行います。
- ・矢田川河川敷を活用した自転車道の整備を進めるとともに、利便性の向上に向けた駐車場の整備について検討します。
- ・天神川については、本市の魅力となるような活用方法を研究します。

(3) 都市景観

①市街地景観

- ・地域の特性に応じた風景や景色を守る取組等を独自に行うことができる景観行政団体への移行を検討します。
- ・まちの景観形成を推進するため、市民や事業者等と協働で違反広告物の除却活動を実施し、良好な景観の維持に努めます。
- ・公共施設等については、周辺環境との調和や敷地内の緑化を図るとともに、景観の向上に貢献するよう努めます。
- ・尾張旭駅から維摩池までのシンボルロードを中心に、現在の良好な景観を維持するとともに、ウォーカブルな環境を整備し、歩いて出かけたくなる魅力的な景観形成を進めます。
- ・道路の景観形成、防災力の向上を図るため、無電柱化を含めた歩道整備の手法を研究します。
- ・印場大塚古墳や良福寺等の歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。

②自然景観

- ・緑豊かな都市環境の維持、形成を図るため、良好な自然景観を形成している緑地等の保全に努めます。
- ・市街地から眺望される丘陵地等の保全に努め、自然景観の形成を図ります。
- ・農地については、農業振興を図りつつ、地域にやすらぎとうるおいをもたらす空間として、その広がりを感じられる景観を保全します。

4 道路・交通

効率的で安全な道路網と持続可能な公共交通体系の構築を推進します。幹線道路の適切な維持と生活道路の安全確保、公共交通の利便性向上や環境配慮型交通の促進を図り、市民が快適に移動できる都市交通環境を整備します。

(1) 道路

① 幹線道路

【主要幹線道路（東西）】

- ・市内を通過する交通の一部と市内の地区間交通を担う道路として、（都）旭南線、（都）名古屋瀬戸線、（都）瀬戸新居線、（都）霞ヶ丘線を位置付け、現行の交通処理機能の適切な維持を図るとともに、（都）名古屋瀬戸線については、整備促進に向け関係機関への働きかけを進めます。

【主要幹線道路（南北）】

- ・市内を南北に通行する際の、名鉄踏切による（都）玉野川森林公園線や（都）印場線、（都）稲葉線等の慢性的な渋滞を解消するため、（都）北原山中央1号線や（都）霞ヶ丘線全線開通による交通の流れの変化を注視し、更なる渋滞解消に向けた検討を進めるとともに、（都）稲葉線の尾張旭1号踏切の立体交差化について研究します。
- ・（都）瀬戸環状西部線と（都）第3環状線については、（都）玉野川森林公園線の渋滞緩和を図るための道路として、整備促進に向け関係機関への働きかけを進めます。

【補助幹線道路】

- ・北原山土地地区画整理事業区域内の都市計画道路については、土地地区画整理事業の進捗に併せて整備を進めます。

【都市計画道路の見直し】

- ・人口減少や超高齢社会の到来等によって、将来交通需要が変化し、道路に求められる機能や必要性も変わりつつあるため、長期未整備の都市計画道路については見直しを検討するとともに、南北方向の交通処理能力を高める新たな道路構想を検討します。

【道路等の改修・維持管理】

- ・老朽化により路面の悪化が進行する道路については、計画的かつ効率的に改修を行います。
- ・橋梁については、定期的な点検を行い、老朽度合の把握や損傷の早期発見に努めるとともに、適切な維持管理の実施により長寿命化を図ります。
- ・街路樹については、質の高い道路空間を維持確保するため、安全な道路環境と緑あふれる景観形成のバランスを考慮し、適切な管理を行います。

将来道路網
構想図

②生活道路

【安全対策】

- ・児童・生徒の安全な通学や歩行者の保護を目的とした防護柵の設置を進めるとともに、道路照明等の整備や交差点改良等を進めます。
- ・地域や警察署と連携し通過交通の速度抑制等に取り組む等、誰もが安心感を持って利用できる道路空間を確保します。

③街路空間

【ユニバーサルデザイン】

- ・高齢者、障がい者、子育て世代のベビーカー等、世代や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して移動できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やユニバーサルデザインに配慮した街路空間の創出に努めます。

【ウォーカブルなまちづくり】

- ・駅周辺や主要な幹線道路では、ベンチ等の休憩施設や街路樹を適切に配置し、心地よさを感じる憩いのある歩行空間の確保に努めます。
- ・人を中心とした魅力的な街路空間の創出に向け、まちなかウォーカブル区域の指定や、関連制度の活用について研究します。

④自転車通行空間

- ・環境負荷の少ない自転車による安全な移動を支える適切な自転車通行空間の整備に努めます。

(2) 交通

①公共交通

【公共交通】

- ・誰もが移動しやすく、環境負荷の少ない持続可能な公共交通体系の構築を実現するため、市民や交通事業者等との連携や協議に努めます。
- ・都市のコンパクト化と合わせ、市内のどの居住地からでも各拠点への移動を可能にする公共交通サービスを確保するとともに、公共交通ネットワークの利便性を堅持し、更なる向上を図ります。

【市営バスあさび一号】

- ・市営バスの利用促進を図るため、運行事業者等と連携しサービス向上や啓発活動を進めます。
- ・将来にわたって持続可能な公共交通となるよう、市民ニーズを的確に捉えた効率的な運行をめざし、運行ルートや本数等の見直しを行い、幅広い市民の移動手段として活用されるよう努めます。

【名鉄バス・名古屋市営バス】

- ・名鉄バス及び名古屋市営バスの既存バス路線については、交通事業者を交えた協議を十分に行い、路線の維持と活性化に努めます。

【名鉄瀬戸線】

- ・名鉄瀬戸線は、市民の重要な移動手段として将来に渡って利便性を確保するため、関係機関と協力、連携し、利便性の維持向上を図ります。

②新たな移動手段

- ・公共交通を取り巻く先進技術の普及状況を踏まえ、必要に応じて地域の実情に合った新たな移動手段の活用を研究します。

③鉄道駅及び駅前広場

- ・名鉄瀬戸線三郷駅については、交通結節点機能を強化するため、市街地再開発事業の進捗に合わせて駅前広場やアクセス道路の整備を進めます。
- ・年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安全で快適に移動できるよう、名鉄瀬戸線三郷駅の自由通路整備に伴い改修する駅舎のバリアフリー化を鉄道事業者とともに検討します。
- ・また、駅周辺の歩行空間や公共交通施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの普及に努めます。

④駐車場・駐輪場

【駐車場】

- ・鉄道駅の交通結節点の機能強化を図るため、駅周辺の交通環境や公共交通の利用状況、新しいモビリティの普及状況を踏まえ、駐車場のあり方を研究します。

【駐輪場】

- ・環境負荷の少ない自転車の利用促進を図るとともに、サイクル&ライドの観点から、駐輪場のあり方を検討します。

5 まち育て

市民、地域団体、民間事業者等の多様な主体が連携してまちづくりに取り組むことで、本市の新たな魅力や価値を創り出し、まちの活力の向上を図ります。

このため、多様な主体がまちづくりに関わる機会をつくり、活動をしやすい仕組みを整え、自らまちを育てようという意識を醸成し、次世代のまちづくりを担う人材が育つまちづくりをめざします。

(1) 市民や地域団体等との共創

【きっかけづくり】

- ・まちづくりに関する情報や、市民が主体となって実施されるまちづくり活動等の情報は積極的な提供に努めます。
- ・各種事業内容の検討や計画策定のための市民ワークショップをはじめとし、まちづくりの新たな担い手の発掘につながる市民ワークショップや社会実験等を開催し、幅広い世代の市民がまちづくりに関わる機会の創出に努めます。
- ・市民や地域団体等が主体となって道路や公園、河川等の公共空間の美化や維持管理に取り組むアダプトプログラムは、現在の取組を継続し、さらに多くの主体が関わる活動の広がりをめざします。
- ・市民や地域団体等が主体となって道路や公園、河川等のまちのオープンスペースを活用した新たなまちづくり活動の提案を募集し、実現につなげていく仕組みを研究します。

【相談体制】

- ・市民や地域団体等がまちづくり活動にチャレンジがしやすくなるよう、相談体制や専門家による助言等の支援体制の強化に努めます。

【担い手の育成と支援】

- ・市民や地域団体等が主体的にまちづくりを進められるよう、担い手となるまちづくりリーダーの育成や、必要に応じた民間事業者等とのパートナーシップの構築につながるマッチング支援体制について研究します。
- ・まちづくり活動を通して生まれた新たなコミュニティでは、コミュニティの内部で新たなまちづくりの人材が育ち、次の世代へと持続するサイクルの構築をめざします。
- ・市民や地域団体等のまちづくり活動の継続につながるよう、活動の収益化や収益が地域へと還元される仕組みや支援方策について研究します。

（２）民間事業者等との共創

【公民連携の姿勢】

- ・従来の行政が主導した条件提示による事業の実現ではなく、公民が対等なパートナーとして協力し、行政及び民間事業者等の双方にメリットのある公民連携によるまちづくりの実現をめざします。

【きっかけづくり】

- ・民間事業者等が有するノウハウや、情報、人材、資金等を活用し、収益を得ながら地域の課題解決や魅力の向上につなげていく公民連携事業の実現をめざし、民間事業者等の柔軟な対話に努めるとともに、公共空間の活用等に係る事業提案を募集し実現につなげていく仕組みを研究します。
- ・市民、地域団体、民間事業者等が連携して地域やエリアのまちづくりを担う、エリアマネジメントの導入を研究します。

【相談体制】

- ・民間事業者等との公民連携事業の取組の活性化するため、相談体制の構築を図ります。

（３）実験的な取組の促進

- ・市民や民間事業者等が主体となったまちづくり活動は、スモールスタートでチャレンジし、トライアンドエラーを繰り返すことで、ソフトウェアをアップデートするように少しずつまちづくり活動を大きく育てていく仕組みを促進します。
- ・市民や民間事業者等による公共空間を活用したまちづくり活動を行いやすくするため、必要に応じて現在の規制内容の柔軟な見直しを図るとともに、関係機関に対しての働きかけに努めます。

用語解説

頭文字	用語	解説
あ	アダプトプログラム	ボランティアとなる市民や事業者が、道路等の公共施設の一定区間について美化・清掃活動等を行うにあたり、これを市が支援する制度。
	あんしん歩行エリア	歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため緊急に対策が必要な住居系地区または商業系地区。
い	インクルーシブ	包摂的などという意味。障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関わらずあらゆる人が排除されることのない様を表した言葉。
う	ウォーカブル	居心地が良く、人中心の歩きたくなるまちの様子。
え	エリアマネジメント	一定の広がりを持った特定のエリアについて継続的な視点でまちづくりから地域管理まで一貫して行う活動のこと。
	延焼遮断帯	道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設とその沿道の不燃建築物を組み合わせることにより、火災時の延焼拡大を遮断する連続した帯状の不燃空間。
お	尾張旭市第六次総合計画	本市における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。
	尾張旭市立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条に基づき、将来的な人口減少を見据え、居住・都市機能の緩やかな誘導や公共交通と連携したコンパクトシティの形成に向けた取組を推進し、持続可能な都市の実現を図る計画。
か	街区公園	主に近隣住民の利用を目的とした、0.25ha 程度の規模の公園。
	開発行為	建築物の建築や特定工作物の建設のために、区画の変更、形状の変更、性質の変更のいずれか行うこと。
	開発指導要綱	開発による生活環境の悪化や乱開発を防止するため、宅地や集合住宅の開発事業者に対して地方公共団体が開発を許可する条件として定めたもの。
	管理不全空き家	放置すれば「特定空き家」になるおそれがある住宅。
き	既存ストック	道路や橋、さらには公共施設など、これまでに整備された施設の総称のこと。
	狭あい道路	幅員が 4 m 未満の道路で建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路。
	供給処理施設	都市計画法第 11 条に掲げる都市施設のうち、配水場、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場などの施設のこと。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法、概念。

頭文字	用語	解説
け	景観行政団体	地域の特性に応じた風景や景色を守る取組などを独自に行うことができる地方公共団体。
こ	耕作放棄地	過去1年間耕作されたことがなく、農家が今後数年の間に再び耕作する予定がない農地。
	公共交通ネットワーク	路線バス・その他の基幹交通を補完し、都市拠点間・地域間の連携を図る役割を担うシステム。
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。駅や駅前広場など。
	高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度または最低限度を定める制度。
	高度利用	階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。
さ	サイクル&ライド	最寄り駅やバス停まで自転車で移動し、駐輪場に停車後、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方法。
	三郷駅前まち育てプロジェクト	三郷駅前の開発を核として周辺地域のコミュニティを含めた暮らしや地域の活性化を総合的に考え、地域住民の街を育てる活動をサポートするため、尾張旭市と愛知県立芸術大学が共同で行うまちづくり支援プロジェクト。
し	市街化区域	都市計画で定めるすでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画で定める都市の健全な発展を図るために市街化を抑制する区域。
	市内総生産	市内における企業などの経済活動によって生産された財貨サービスの総額から、原材料などを差し引いた付加価値額。
	住宅セーフティネット	高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者、被災者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るための制度。
	しゅんせつ 浚渫	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
	準防火地域	市街地における火災を防ぐために指定する地域で、防火地域に準ずる地域について指定される。
	将来都市構造	まちづくりの理念や目標を実現するため、現在のまちの状況を踏まえつつ、将来の望ましい姿を、まちの骨格となる「拠点」「軸」「ゾーン」という3つの基本的要素を用い、空間的、概念的に示したもの。
	将来都市フレーム	都市計画やまちづくりにおいて、将来の都市の姿を予測し、その目標とする都市像を描き出すための基本的な枠組み。
	シンボルロード	森林公園南門交差点から新居町南交差点までの市の中心を通る安全で快適な人にやさしい道。

頭文字	用語	解説
す	スポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。
そ	ゾーン 30	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策。区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車等の走行速度や通り抜けを抑制する。
た	大規模盛土造成地	谷や沢を埋めた盛土の面積が 3,000 平方メートル以上の造成宅地。
	調整池	宅地開発などによる雨水流出の増大を防ぐため、開発面積に見合って造られる流出調整用の池。
ち	地区計画	都市計画法に基づき、一定の区域における土地利用、建築物の形態、公共施設の配置等を定める計画。
て	低未利用地	土地基本法第 13 条第 4 項に規定される、居住や業務等の
と	透水性舗装	雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。
	特定空家	空家等対策特別措置法に定められた、そのまま放置すれば倒壊等の危険がある状態や衛生上有害となるおそれのある状態の空き家。
	都市基盤	道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設に、宅地を加えたものの総称。
	都市経営	主に社会基盤（インフラ）の整備や維持管理、各種公共的サービスの提供等を行うこと。
	都市計画基礎調査	都市計画区域（本市においては市全域）における人口、市街地面積、土地利用などの項目を、県が 5 年毎に実施する調査。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市において最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。なお、本書では都市計画道路を「（都）」と表示する。
	都市施設	都市計画法第 11 条に定められた 11 種類の都市生活や都市活動に必要不可欠な施設であり、都市の骨格をなすもの。
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域。
	土地区画整理事業	都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
	土地利用	土地を様々な目的に合わせて利用すること。
	土地利用規模	土地の利用状況を面積や割合等で示したもの。

頭文字	用語	解説
は	Park-PFI (公募設置管理制度)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
ふ	フューチャーデザインラボ	本計画策定のために実施した市民ワークショップ。本市の魅力を再発見し、10年後の地域の未来を、参加者でワイワイガヤガヤ語り合う場。
ま	まちなか居住	都市の中心部や市街地に住むこと。
も	モビリティ	移動手段として、使われる乗り物。
ゆ	優良農地	集団的に存在し、良好な営農条件を備えている農地。
	ユニバーサルデザイン	まちづくりや商品開発において、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能を設計の段階から取り入れていく考え方。
よ	用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。